

第五十五回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十九号

昭和四十二年七月六日(木曜日)
午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

青木 正久君

荒船清十郎君

加藤 六月君

佐藤 文生君

高橋清一郎君

藤波 孝生君

村上信二郎君

淡谷 悠藏君

木原 実君

榎崎弥之助君

山本弥之助君

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

防衛政務次官 浦野 幸男君

防衛庁長官官房 海原 治君

防衛庁防衛局長 島田 豊君

防衛庁教育局長 中井 亮一君

防衛庁人事局長 大村 基男君

防衛庁経理局長 國井 眞君

防衛庁装備局長 大村 筆雄君

防衛庁参事官 鈴木 昇君

防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁施設 鐘江 士郎君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

七月六日

委員赤城宗徳君、荒船清十郎君、高橋清一郎君、稻村隆一君及び米内山義一郎君等、その補欠として橋口隆君、三ッ林弥太郎君、青木正久君、淡谷悠藏君及び小川三男君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員淡谷悠藏君及び小川三男君等、その補欠として稲村隆一君及び米内山義一郎君が議長の名で委員に選任された。

七月五日

旧軍人等に対する恩給処遇に関する陳情書(福知山市議會議長松山翠)(第二〇五号)

水戸射撃場の返還促進に関する陳情書(勝田市議會議長砂押英治)(第二〇六号)

建設関係現場職員の給与改善に関する陳情書(和歌山県議會議長山下柳吉)(第二〇七号)

靖国神社の国家護持に関する陳情書(東京都港区赤坂九の六の五日本国民會議長三須武男)(第二〇八号)

同(所沢市議會議長岡隆之助)(第二四〇号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案の成立促進に関する陳情書(東京都北区上中里一の一四太田財政研究所長太田政記)(第二三〇号)

在外財産補償のための引揚者在外期間の計算に関する陳情書(東京都港区麻布飯倉片町一二全園樺太連盟会長柳川久雄)(第二三九号)

旧軍人恩給に関する陳情書外二件(津市阿漕町津興二四三森修三外二名)(第二六一号)

同外九件(大分市頭徳町一の一の三分泉軍恩連盟会長草本利恒外十名)(第二九四号)

金沢郵政監警局存置に関する陳情書(金沢市議

會議長油谷外郷)(第二二二号)

憲法の一部改正に関する陳情書(東京都江戸川区宇喜田町七八六新見治三郎)(第二八七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一七号)

關谷委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。木原実君。

○木原(実)委員 前回に続いてお尋ねをしたいわけでございますけれども、最初に基地関係の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

この数日来、当委員会におきましても、基地の問題と基地周辺の農民諸君、住民との関係等につきまして、いろいろな角度からの質問がございまして、その際、先日の長官の御発言で、自衛隊の基地と住民の関係につきましては、きめこまかに心から了解を得て基地の設置を行ないたい、こういう趣旨の御発言がございましたけれども、基地と住民の関係につきましては、そういうふうな御了解をしようとしておりますか。

○増田國務大臣 木原さんにお答えいたします。そのとおり御了解くださつてけっこうでございます。

○木原(実)委員 ところが、なかなかそうまいっていないという実情がたくさんあるようにござい

ます。

具体的なことで初めてお伺いをいたしたいわけでございますけれども、千葉県の柏市に御案内のように現在ホークの基地がほぼ完成をいたしたようでございます。ところが、このホーク基地の建設の過程につきまして、どうも防衛庁のやり方、住民との関係というものが了解点に達していません。そのために、地元自治体をはじめといたしまして、たいへん迷惑をし、混乱をいたしておるという実情がございまして、

そこで、お伺いをしたいわけでございますけれども、この柏におけるホーク基地の建設というのは、去る四十年の二月ごろ、地元ホーク基地ができるのではないかと、こういう話が伝わりました。当時四十年の三月でございましたが、参議院におきまして、加瀬議員のほうからこの点を防衛当局にたどりました。ところが、そのときの長官の御発言では、これはホークの基地ではないんだ、射撃場なんだ、こういう御返答がございました。それを受けて、地元の柏市会におきましては、満場一致で基地反対を決議をいたしました。続きまして、柏市会を代表いたしました防衛当局に陳情いたしました。当時の次官の御答弁では、これまた、ホークの基地ではございせん、従来の射撃場を拡充するものだ、こういう御答弁がございました。

〔発言する者多し〕

○關谷委員長 御静粛に願ひます。

○木原(実)委員 ところが、その後、四十一年度になりまして、どうもホークの基地らしい、こういう話に相なりまして、再度市会では反対を決議し、それから防衛当局にたどしたわけでございますけれども、そのときの返答も、射撃場の拡張である、こういう御返答がございました。ところが、本年に入りまして、にわかには基地の整備が行なわれ、去る五月三日、これはあたかも憲法記念

日の早晩でございましたけれども、突如としてホークの胴体を持ち込まれる、こういうことになったわけでございます。

そこで、こうなりますと、防衛当局が公式の場で発言をなさって、これは射撃場だ、こういう御返答であり、地元市会の方の正式の代表に対して、でも、そういう御返答であった。ところが、できてみたものはホークの基地であった。これでは、何といえますか、一言で言えば、防衛当局のやり方というのは、地元の住民をだましたのではない、か、こういうことに相なるわけでございまして、地元市会あるいは市長、それから市民一般にとりまして、はなはだしく防衛当局のやり方に対して不信を抱いている、こういう実情でござい

す。そこで、お伺いをしたいわけでございますけれども、一体どういふ了解を地元と取りつけたのか、この点をまずお伺いをいたしたいと思

います。
○鈴木(昇)政府委員 柏の射撃場の拡張につきましては、ただいま御指摘のように、昭和三十九年の秋ごろから地元とお話し合いをいたしてまいりました。その後、翌年の四月、春に至りまして、一部の新聞が、ホーク基地を設置するのではないかと、地元の方々から、市会あるいは市長さんというふうな方のお問い合わせがございました。当時におきましては、まだ第二次ホークの首都防衛のための配置位置というものは、これは一カ所でございますので、それらのものの関係等からいたしまして決定を見なかつたという段階でございましたので、当時におきましては、いまだ決定しておらないということをお答え申し上げたわけでございまして、御指摘のように、四十年の三月十三日の参議院の予算委員会、加瀬委員からの御質問に対して、小泉長官は、柏の土地買収は、射撃場を広くするという懸念の事項を進めているにすぎない、また、ホーク基地になるとかならないとかいうことは、いまの段階では

明瞭に申し上げる段階ではございません、というふうなことをお答え申し上げておる次第でございます。その後関東地区におきますホークの配置位置等につきまして、次第に検討が進められてまいりまして、候補地についていろいろの検討が進められたわけでござい

ます。そこで、ホークの基地になる候補地、ホークの訓練場の候補地であることがあり得るというふうな段階に逐次至つてまいつたわけでございまして、その間におきまして、市の当局の方々は、松戸の補給処長、あるいは下志津の高射学校長、あるいは陸幕第四部長というふうな方がお目にかかりまして、いろいろと御相談を申し上げてまいつたわけでござい

ます。四十一年度の四月九日、いろいろの反対があるようでござい

ますけれども、実物を見ていただいております。九日、下志津の高射学校の創立記念日でございます。そこで、柏の市会議員、市長、助役さん等幹部の方々三十数名の方にお越しを願つて、現物を見ていただくと同時に、詳細な説明を試みて御了解を願つたわけでござい

ます。その際の私の得ました印象をいたしましては、何かこういうものかというふうな御判断をいただいたようでござい

ます。そこで、越えて四月十四日に下志津の高射学校長が柏市に参りまして、市長さんに、近く工事に着手したいといううことについての御了解を得たというところでござい

ます。
○木原(実)委員 御了解を得たというわけでござい

ますけれども、どうも市議会での市長の発言では、了解を与えていない、こういうわけなんです。したがって、この射撃場からホーク基地になる過程というのが、なるほど防衛当局のほうでの計画変更があったというふうには受け取れ

ましたけれども、地元では、その点についての了解もほとんどない。

そこで、問題は二つあるわけですが、い

ゆる射撃場の――ホーク基地に土地を提供した

地主の人たちに対する話し合いがどういふ中身であつたのか、こういうことと、それからもう一つは、下志津の基地で市長等を御案内してホークの実物を見せて、そのときの印象ではわかつてもら

えたのではないかと、この印象でわかつてもら

へたのではないかと、この印象でわかつてもら

へたのではないかと、この印象でわかつてもら

へたのではないかと、この印象でわかつてもら

すっかりした国防産業が育成されるようにということ、もとより考えておるわけでございます。それから、予算先取りというようにおっしゃいます、それはお説のとおりでございます。予算先取りにはなっております。しかし、たとえ建設の道路予算にいたしても、六兆六千億円という数字がおよそきまつておるわけでございまして、これもおよそのめどとして予算先取りには相なつておるわけでございますが、しかし、いずれにいたしましても、国の他の施策に支障がないように、額としては財政経済、国情、国力から見まして妥当な線である、こう考えておる次第でございます。

○木原(実)委員 もう一点お伺いいたしておきまされども、新しく兵器の購入をする、兵器の国産化ということが打ち出されておるわけであります。ただ今度の計画で購入されるであろう兵器等につきましては、ある意味では、新しいものについては、アメリカからまるまる買ってきたほうがコストの面では安くつくのではないかと、こういう見解もあると思うのですが、いかがですか。

○増田国務大臣 まるまる買ってきたほうが安くつくということも初年度、二年度等においては言えると思います。しかしながら、やはり補給その他のことを考えますと、国内防衛産業をある程度やっつけていきたいと思います。すべて向こうにかかりきりというふうなことはまずいということを私は考えておる次第でございます。

○木原(実)委員 そこで、お伺いいたしたいわけでありまされども、兵器の国産化、国内での兵器産業を育成する、防衛産業を育成するという御発言でございますけれども、どうも従来の実績を見ますと、兵器の発注をするところ、あるいは武器の生産をするところというのは、きわめて限られた企業ということになっておるわけですが、何か技術上の問題なのか、コスト上の問題なのか、きわめて限られた企業で生産を契約しておる、こういう面があるわけですが、いかがですか。

○増田国務大臣 細部にわたりましては装備局長からお答え申し上げますが、従来国防産業のことに非常になつておる。でございまして、全然新しいものやるといふことはかえつておもしろくないというふうなこともあると思ひます。そこで、国防産業に限りまして、随意契約ということも許されておりますし、指名による競争入札も許されておりますし、一般購入ということも許されておる。この三つの段階のうちで、どちらかと申せば随分契約がわりあいに多いのでございまして、これはやはり国防関係の事務局から見まして、技術的良心、事務的良心から見まして、これが最も妥当な線であるというところへ随分近づいておる。でございまして、特に片寄らせるところはございません。ただ、新しいところにもやらしたほうがいいという線がございましてならばやらせたいと私自身は思つております。しかし、新しいところでやつて、初めて注文を受けたけれども、どうもうまくできないというところであれば、やはり国民の皆さまに申しわけないということと随意契約が許されているのではないかと。一般的な答えで恐縮でございますが、細部にわたりましては装備局長からお答え申し上げます。

○國井政府委員 ただいま長官からお答えいたしましたとおりでございますが、私も調達をいたしましたもの、一般民間で使うものと同じものというふうなものが相当あるわけでございまして、したがつて、そういうものの生産技術は、必ずしもこの会社でもできるということではございませんので、やはりある範囲に限られたものだけが生産できるというふうなものもあるわけでございします。

それから、外国と技術提携をして、その結果、国内の産業が生産をするというふうなものにつきましまして、たとえばバジの例でございしますが、まず機種がきまらまして、どういった機種のものをとるかということがきまらまると、それを生産するところがおのずからきまってくるというふうなものもあるわけでございします。ただ、私もどこもこれ、私どももこれを、その他のものを含めまして、できる限り一般競争でいけるものは一般競争でいこうという考えておりました。ただいま長官からお話ございましたが、随意契約で調達しておりますものは比率で申し上げますと大体三九%でございします。これは最近の件数でございます。その他は一般競争あるいは指名競争という形になっております。ただ、金額では、ものによって非常に一件でかたまつたものもございします。金額で申しますと必ずしもそういうふうにはならないのでございしますけれども、そういう配慮を十分いたしていくという考えでございます。

なお、調達にあたりましては、それぞれ会計法あるいは予決令という法規がございしますが、これのつとりておりました私ども適正な調達をするという考えでございまして、また、内部的にも隨意契約あるいは指名競争契約というふうな、ある限られた範囲での調達に入ります場合には、内部には指名随契約審査会という機関を設けております。これは部内の需用の調達は調達実施本部というところでもまとめてやるわけでございしますが、その中の関係の課長、それから関係者の担当者というふうな者が入りまして、適正な選定ができるように配慮をするわけでございします。

○木原(実)委員 おおむねわかりまされども、私が心配いたしますのは、せっかく国内で兵器産業を育成することに成るわけでありますが、どうもいままでの御説明を聞きますと、傾向としては兵器生産の一種の独占化あるいは寡占化、こういう現象がすでに出ておるのじゃないか。こういうことになりますと、兵器産業の問題は、これからいろいろ日本の経済を動かす大きなものになつていく可能性があるわけであります。そうなりますと、そこに特殊な弊害が生まれてくるのではないかと。こういう点について何か御配慮がございしますか。

○國井政府委員 ただいまの御意見は、独占化というものは必ずしも好ましくない、こういうお話でございます。従来いまして、実は私どものほうから言ひましても、ある一社だけしか生産できないということになりますと、将来引き続き調査をするということから考えますと、必ずしも好ましい事態ではございしません。これはある程度の広がりを持った防衛産業としての基盤があつて、私どもも必要に応じて必要なものが調達できる、これが好ましい状況でございします。で、できるだけそういった方向を頭に入れたら私ども調達に当たつていく、こういう考えでございます。

○木原(実)委員 いろいろ問題が出ておるのですけれども、一つお伺いをいたしておきたいわけですが、従来のいきさつの中で、調達関係ともなるわけでしょうけれども、どうもあまり役に立たないものを買い入れておる面があるのじゃないかと思うのです。具体的に伺ひたいと思ひますが、川崎航空で対潜哨戒機を従来買い入れていらつしやいますね。これは現在使用されているのでしょうか。

○國井政府委員 従来調達いたしました航空機等については、これは私も十分に活用してははらずでございます。○木原(実)委員 三次防によりますと、四十六機量産という方式が打ち出されておりますけれども、これは間違ひございせんか。

○島田(豊)政府委員 そのとおりでございます。○木原(実)委員 これはすでに契約をして注文をしておるわけでございしますか。

○國井政府委員 全部は契約をいたしておりません。○木原(実)委員 いたしてないわけですね。

○國井政府委員 はい。○木原(実)委員 全部とはいひますと、部分的には発注をいたしておるということですか。○國井政府委員 ただいま私が伺ひましたのは、新しい対潜哨戒機P2Vだと思ひます。これは目下内部においていろいろ準備を進めておる段階でございします。そこで、これは従来ありましたP2

○國井政府委員　これは、研究開発の段階におきましては、必ずしも私ども、技術研究本部の中であらゆる点を、部隊内としてあるいは防衛庁内として、すべての研究をするわけではございません。民間との協力でやるということで、いまの新

しいわけですが、そういった船体、そういうことになるわけでございます。そういう点から、掃海艇につきましては、いわゆる木造部分等を含んだものになりまして、国内の造船業界で見ますと、一定の特殊なところだけができるというようなことになるわけですが、そういった点を考慮しながら調達をしているわけであります。

○本原(実)委員 この「れぶん」というのはすでにき上がっておるわけですか。

○木原(実)委員　たとえば、すでに戦車については三菱重工に契約がいくことになっている。これは、従来のそういう慣例もあるでしょうけれども、そういう話が伝わっております。これは一例であります、もうすでにそういう検討をいたしておるわけにありますか。

けれども、飛行機の調達にあたりましては、まず機種がきまりまして、どういふ飛行機を調達するかということが先行するわけでございます。それで、いまのお話のように、どの会社のどことどういふ結びつきをしているかということが先になつて、その中から選ぶということではございませんで、あくまで機種が、別途の基準によりまして、われわれが必要とする飛行機はどういふものかという立場できまつて、それから厳正な、どこにやらせるかということにするわけでございます。

○木原(実)委員 繰り返すようにすけれども、ともかく今年は三次防の初年度であるので、いろいろ御配慮をいただきたい面が多いわけであります。これはあまりお尋ねしたくないことなんですけれども、官房長にお伺いをいたしておきたいと思うのですが、先般来、退職自衛官の就職先の問題等が、当委員会におきましてもいろいろ問題になりました。私の手元に防衛庁縁故者名簿、これは長官の官房のほうでおつくりになった資料ですが、あまり下級自衛官のことにつきましては問題にいたしませんけれども、これはどうもひどいんですね。長官にもお伺いをいたしておきたいと思うのですけれども、たとえば幕僚長クラスですね。これは将の将たる地位だと思ふのです。そうしますと、陸海空三軍の大体幕僚長がいま私が申し上げましたような名前の企業に大体やはり退官後就職をされておるわけですね。そうなりますと、中での仕事についてはこれはいろいろございましょう。たとえば顧問とか嘱託とか、つまりあれは六十二条でございまして、自衛隊法の適用外でしようから合法的だと思ひますけれども、あまり下級の方々は申し上げたくないのですが、どうも幕僚長、つまり陸海空の現職の時代は最高の大將が、ストレートに兵器企業に天下りと言うとおかしいのですけれども、天下っておるわけですね。そうなりますと、これは疑いたくもなるわけだし、これまた、自衛隊の士気ということも長官よくおっしゃるのですけれども、これにも影響するんじゃないか、こういう感じがするわけでございます。

たとえば、ここに陸上自衛隊の関係がございすけれども、幕僚長ですから名前をあげることを許していただきたいと思ひますけれども、陸上幕僚長、将ですね。簡井さん、この方は国家公務員共済組合だということです、その次の杉山さんからは、杉山さんは日本兵器工業会の顧問、それから杉田一さんには三菱重工工業顧問、三菱なんというのは、これはもう契約高から言ひましても、ほんとうに圧倒的な量を占めておるわけでございます。

ますね。しかもこの三菱重工の中には、現在九人か十人の将官クラスが顧問として参加をいたしておる。こういう状態でございますね。あと海幕につきましても同じようなことが言えるわけであります。たとえば、前の海上幕僚長の将である西村さんは川崎航空、それから、同じく杉江さんは丸善石油、あるいは中山元幕僚長は石川島播磨、あるいはまた藤原さんは同じく三菱重工、あるいは長澤元幕僚長は川崎重工工業顧問、こういうことですね。こうなりますと、これはもうそれから先は推測ですけれども、これはもうそれから先は推測ですけれども、退官と同時に、きわめて密接な関係にあった重工業の、兵器工業の会社の顧問等として活躍をする、いかなるものでしょうか。見解をひとつ承つておきたいと思ひます。

○増田国務大臣 私は、お説は原則的に同感でございます。やはり法の六十二条で許されておるにしても、道義的見地その他から申しまして、昔の上官が、多少とも影響力のあるといったような地位につきましますと、国防産業が適正に、きびしく、公正に、国民から信頼される国防産業として発展されるということに何らかの影響を持ちますから――従来は法の精神にのっとり防衛庁長官は許可しておたわけでございますが、将来は、お説の線は非常に私は同感でございますから、その線にのっとり、きびしく監督してまいりたいと思つております。

一面、いつも申し上げておることでございますが、恩給というものは、一般官吏にいたしましては、自衛官にいたしましては、退職した後の生活を保障するものであるというふうに、われわれ若いころは行政法で学んだものでございますが、現在の恩給は、小づかいの足しにしかならないといったような状態であることも、木原さんよく御承知のとおりでございます。それらの問題も前向きに解決いたしまして、しかしながら、ほかの職業につく場合は別でございますが、直接昔の上官が兵器産業について、そうして、そういうことはございませんでしようが、幕僚監部あるいは内

局等が、事務的、技術的良心に従つて兵器産業の育成発達をはかる、あるいは監督指導をする、そういう線に悪影響はもたらぬないと思ひますが、しかし全然なしとは言えないわけでございます。注意の上にも注意を加えてまいりたい、こう考えている次第でございます。

○木原(実)委員 かりそめにも元上官が、関係その他が生じていろいろな契約等が行なわれる、こういう少なくとも疑いのかからないように、これはいま長官の御発言がありましたように、適切に処置を望みたいと思ひます。

ところでもう一つ、長官にいやなことをお尋ねをしなければならぬわけですが、こういう兵器関係の重要な諸会社から、事もあらうに長官御出身の与党に対しての献金があるわけでございます。直接自民党に、なかなかこの献金の関係とハうのはわかりませんが、公表されました官報等によりまして、自民党の関係、どの派閥のどうということとはなかなか私も憶測はできませんけれども、多額の献金があった。いかがでございますか。

○増田国務大臣 木原先生の御質問は、国務大臣としての増田甲子七に対する御質問というふうにしてお答えさせていただきます。

政治資金規正法その他は、アメリカの最初指令によつてでき上がったが、日本の社会道徳の通念と必ずしも合っているものとは思つておりません。したがって、政治資金規正法の解釈適用なり、あるいはこれに従う国民生活が、必ずしも政党及び生活自身が習熟してないと思つております。そこへ持つてきて今度の改正でございますが、私は閣議決定に参画したものでございまして、政党員という立場もございまして、政党というものはやはり善をなすものである、国家国民の幸福と生活の向上をなすものである、公益法人のうちの最大の公益法人であると私は思つております。その点どうも勘違いをなさつていらつしやるのではないかと。選挙制度調査会の答申を尊重しなければならぬということは、法律に書いて

ございますから、これまた法律を守りまして、私も閣議決定に喜んで参与したものでございまして、孤児院や養老院というものは、これは公益法人であることは明らかであります。その他社会施設は公益法人であることは明瞭でございますが、その公益法人のうちで合法政党であるのだから、合法政党というものは最大の公益法人であるということを前提として、ほんとうはあの選挙制度委員会等においても審議をしてもいい。何だか政党は悪をなすものであるという前提で、献金はこれだけしかしてはいけないのだというのはおかしな話である。孤児院や養老院には何十億でも寄付すればするほどはめられます。ところが、政党には二十万円以上は寄付してはいかぬということ、これはどうも……(発言する者あり)政党員として答えているのですからどうぞ。私は非常に検討を要する、これは労働組合にしてもそうです。

これ以上はいけないうことはおかしな話で、これは自民、民社双方を通じて、私は、きょうはそういう意味で、前提してお答えしているのですから、前提したお答えを許されていると思ひますから。そこで兵器産業のほうで政党へ寄付をしておることはけしからぬじゃないかということも、ひとつあちらのほうの選挙制度委員会のほうで御発言願ひたい。私、いま特別意見はございしますが、それぐらいにとどめさせていただきます。

○木原(実)委員 たいへん党员の感情のお話になりますけれども、あまり問題ををらしていただきたくないのです。とにかく具体的にあまり会社の名前をあげたくありません。しかし、たとえば契約高は最高の三菱重工という会社がある。今度はその会社にも三次防の全期間を通じてたいへん多額の契約が行なわれるだろうという観測があるのです。現にそういう動きもある。ところが、そういう会社には、たとえば元防衛庁の自衛隊の幕僚長クラス、将のクラスが九人も十人もそこにはいつておる。こういう関係だけでもこれはきわめて大きな問題があるような感じがするわけであり

ます。ところが、さらに、政権をとっていらつしやる与党に対して、あるいは与党のどれかに対して献金が行なわれているわけですか。そうなりますと、これは与党というよりも、政権の座にある、あるいは防衛政策の担当者である長官にひとつ、その辺のことについても、法のたてまえもございいます。法改正の問題もありまされども、しかしながら、少なくとも国民の前に疑惑を起こさせないような措置を講じてもらわなくちゃ、この分じやとて三防を認めるわけにはまいりません。

○増田国務大臣 私、いま役人という立場を離れて申しましたが、役人でございます。その役人という立場におきまして、防衛庁等において、いやしくも不正なことが行なわれ、不当なことが行なわれるというようなことが全然ないようには、きびしくみずから持し、また、ここにおる部下も取り締まっておるわけでございます。いやしくも変なことがあつたならば、私は直ちに処断をするということをしばしば皆さまに申し上げております。そのとおり防衛庁の部下の役人はやつておると思っております。

政党に対する献金等のことにつきましては、お互いに国会議員は最高の政治家でございますから、政治家同士の御対話を願いたい。国会議員同士の対話が少し足りないのではないのでしょうか。今度は私は政党人として申し上げますが、どうも私のお答えする範囲ではないと思ひます。

○木原(美)委員 これは常識と誠意に期待する以外にはないと思ひますけれども、少なくとも兵器産業から、具体的に国との契約があるわけですから、少なくとも献金は禁止をする、それくらいの措置は、自民党の問題としても、政府の問題としても、あるいは防衛庁としても、契約をする相手方に対しては措置をとってもらわなければならない、国民はかえって、それはむしろあなたの方のためにとりませんよ。いかがですか。

○増田国務大臣 国家と契約を結び、国家に迎合するという関係の者の政治献金は制約を受けておるわけでございます。その制約の範囲ならばよろしいし、その範囲外ならばよろしくない、こういう点におきましては、木原先生のお説に全然同感でございます。

○木原(美)委員 繰り返すようですけれども、これは過去の例もございいます。戦前の例もございいます。たとえば、その国の軍隊というふうなものが最も墮落する形というものは、こういう経済界との結びつきの問題が間々あるわけでございます。もうあまり時間がありませんので、この辺で結論にいたしますけれども、たとえば人事の問題につきましても、あるいはまた、特に時の権力を握っておる政党でございますから、そんなけなところから献金を受けなくてもいろいろあるが、つてくるわけでは、これは党人として申し上げますけれども、あえて国民の疑惑を招くようなところからの献金を受けつけないというくらいの見識を示してもらいたいと思ひます。そうでないと、あなた方御自身が育成をしていこうとする自衛隊の士氣にも私は関係すると思ひますが、いかがですか。

○増田国務大臣 木原先生の前に、ほかの委員の方にもお答えいたしましたように、産業から政党が献金を受けるといったような場合におきましても、ことに武器をつくる産業なんかにつきましても、きびしい態度をもって臨まなくちゃならぬということとは、私は個人の人生観といたしまして、また道徳的の私の世界観から申し上げましても、お説と全然同感でございます。私は、この人たちが見まして、きびしさそのものであるという感じを相当受けておるのじゃないか。また、これからもういふ態度で臨んでいきます。いやしくも変なことは許さない、こういう態度で臨んでまいります。それから、木原さんのお説と同感でございます。

○木原(美)委員 お考えはよくわかりましたが、それではひとつお約束をしてくださいますか。たとえば、防衛庁の高級の自衛官の人事の兵器工業の交流との問題については、何らかの規制の措置をとる、それからまた、兵器工業会社その他防衛庁とかの契約を結ぶ企業からの献金について、

でも、少なくとも防衛庁当局としては、防衛政策上の問題として何らかの規制の措置をとる、こういうお話ができませんか。

○増田国務大臣 私は、離職者につきましては、法に基づいて、この六十二条の第二項でございます。第二項に基づいて従来とも許可が行なわれていたわけでございますが、しかし、同じ許可をするにしましても、きびしい態度をもって臨みたい。というものは、何らかの不当勢力が、事務的、技術的良心のもとに一生懸命仕事をしておるわれわれの部局に対して影響があつてはいけないからというあなたの御発言は、全然同感でございます。

あと、政治献金云々のことにつきましても、私はお説に同感する点が多々ございしますが、どうかそういうような線は社会党の書記長とか、民社党の書記長とか、自民党の幹事長等とも木原さんが良心的の立場でよくお話しを願ひたい。それ以上の上のことは、どうも私の答える範囲ではないと思ひ次第でございます。

○木原(美)委員 それでは、最後に一つお尋ねをいたしておきたいわけでありまされども、言うまでもなくこの三防の計画全体は、これは軍備の拡大政策でございます。このところで長官にお伺いをいたしておきたいわけでございますけれども、軍備の拡大ということになりましたと、これに歯どめがないわけでございます。先日もわれわれの同僚の大臣委員のほうから、自衛力の限界という問題について繰り返して長官に御質問いたしました。そのことと関連をいたしますけれども、それから長官にお伺いをいたしたいのは、軍備、軍備を縮小するという問題、つまり三防の軍備拡大、この裏側の問題としての軍縮についての御配慮はございませんか。たとえば外交関係その他で言う軍縮ではございません。軍備を縮小をしようということについての裏側の考えはございませんか。つまり、軍備縮小に裏づけられない、たとえば先日来、三防、続いて四防、五防もあるだろうというような御発言等もお見かけいたしました。

ました。そうすると、これは永久に、日本の経済力が発展をするにつれて軍備が拡大をしていくという方針だけしか示されていないわけなのです。したがって、軍備を拡大をする場合には、当然その裏づけとして軍縮についての防衛政策上の考え方がなければ、ほんとうの意味で国民は安心できません。それらの点についての長官としての御見解をひとつ承りたいと思ひます。

○増田国務大臣 私は、根本的には、しばしばこの席におきましても、あるいは本会議におきましても、参議院におきましても、申し上げておりますが、皆さまお笑いになるかもしれませんが、私の個人的人生観、世界観は、武器も永久にさらばということでございます。しかしながら、それに至るまでには、やはりものごとを現実的に考えなくてはなりませんから、その次には、国連警察軍ができて——これは日本の憲法の関係でまた問題があると思ひますが、国連警察軍ができ上がりまして、そうして日本なんかは、あるいはイギリスでも、アメリカでも、ロシアでも、どこでも軍備がなくなつて、国連警察軍がただ一つある、こういう状態がその次の状態であると思ひます。その次の現実的な状態といへば、今度はあなたのおっしゃる核拡散防止条約、核等はよろしくこれはすべて製造せず、保有せず、廃棄する、こういうことにしたいと思ひます。それから、その次で、せっかくジュネーブの十八カ国の軍縮条約におきまして、核拡散防止条約というものがある米ソの間において交渉を折つておるわけでございます。それからあとは、ヘーグの陸戦法規等によりまして、残虐なる兵器はいけない、毒ガスはいけない、化学的の細菌戦術等はいけない、ダムダム弾はいけないということとは厳重に守られるべきものだと思ひます。

それから、一般に軍事費が増高するということにつきましても、歯どめがないじゃないか、私は、いま現実の問題として、日本の自衛隊は最小限度の自衛力であると思ひます。これくら

第一類第一号 内閣委員会記録第二十九号 昭和四十二年七月六日

いは現実の問題として必要だと思っております。しかしながら、十八カ国の軍縮条約の中へ、十八のうちへ今度は十九という日本を入れてもらいまして、そして軍縮が、核のみならず、ほかにできるものでして、そして日本の持つておる兵器がその軍縮の対象になるというのでしたならば、自衛隊ではございませうが、軍という字は当たらないかも知れませんが、軍縮になる対象も出てきた場合には、いさぎよく軍縮には服したい、十八カ国だけでは困る、十九カ国にしてほしい、それは日本である、こういうことを日本政府はジュネーブにおける十八カ国に対して要望しておるのでございませうから、十分誠意はあるわけでございます。ただ、いまのところまだその緒につきませんし、自衛隊というものの限界いかんというお話でございますが、歯どめはございませう。その歯どめというものは国民所得の一・三割内外である。四防、五次防という字は必ずしも使わないけれども、おそらく三次防で、あとは全部従来の兵器と、それから従来の自衛隊員がなくなつてしまつたら、将来自衛隊がなくなつてしまつてしまうようなことではないと思つております。つまり国民所得の一・三割くらいの範囲の自衛力は整備してまいら、こういうことでございまして、内容においては充実されておりますが、たとえば戦車のごときは、昭和四十六年末は昭和四十二年末よりも数十台減つておるわけでありませう。飛行機のごときは二百機も減つております。と申しますのは、俗なことばで申すと、ポンコツというものが非常に多いのですから、ポンコツに対する補充としての戦車でございますし、金額は物価の上昇とともにたくさんではおりますが、数字から見ると強化されたという数字には――整備されておる、充実の途を多少歩んでおる、こういう程度であるのが三次防の二千三百四億円というものの内容でございまして、先ほど、ほかの予算を申しては――ほかの予算にも私は賛成なのでございませう、たとえば道路予算は六兆六千億あるというふうなことも御勘案くだされば、なるほど自衛隊というものは、侵略に

してこれを阻止し、これを排除する最小限度の実力であるなあ、これくらいは設けておいたほうがよろしいということ、木原さんのほうから積極的な御賛意があるものと期待しておる次第でございませう。

○木原(実)委員 もう時間がありませんので、あとと交代いたしますけれども、どうも、長官のお話を承りまして、私はあらためて日本の防衛政策というものはきわめて貧困である、こういうことを痛感するわけでありませう。これだけの、まだ最小限度の自衛力だと思つておるけれども、すでに世界的に日本の自衛隊はもう第何位というふうなランクされるだけの實力を持つておる、国際的にはそういう評価もあるわけでありませう。したが、いままで、お願いをいたしたいわけでありませうけれども、これだけの軍備の拡大をやるわけです。ただ、皆さん方の任務としては、軍備を拡大していく、自衛隊が質的に強化をされていく、そのことが任務ですから、どこまでもこれを拡大をし、強化をしていくということが仕事ですから、そのことを責めるわけにはいきません。しかしながら、全体から見れば、長官もよく御承知のように、軍備の拡大ということ、一国にとつてはたいへんなことなんです。ですから、軍備の拡大を自衛隊が出し、自衛隊が出していく場合には、あわせて軍縮についての考え方というものをびしと出しまして、いわゆる国民的合意というものは得られない、真の防衛政策というものは得られないんじゃないかとわれわれは考えるわけなんです。ただ、これも私の意見ですから、もういまは申し上げませんけれども、あわせて、先ほど来申し上げておりますように、今年度から第三次防衛計画が発足する、われわれの反対にもかかわらず発足するわけでありませう。ところが、われわれの反対があるというところは、これは一つの軍備拡大についての歯どめなんですから、この反対があるというところをひとつ十分に皆さん方の腹の中に置いていたいただきたい。たとえば、自衛力の強化に対して反対をするのは敵性分子であるとか、何だかんだ

ととかく言うことでありますけれども、かりそめにもそういう形でわれわれに対処をされるということになれば、少なくとも国民の合意というものはなかなか得られないことになっていくだろう、いまだに国民の合意を得られないまま自衛隊が発足をし活動をしておるのだ、こういう実情があるわけでありませうから、この本来の、それこそ国民的な意義を、長官、胸に置いていただきたい、ひとつそれだけの任務についていただきたい、このように御要望申し上げまして私の質問を終わりたいと思つております。

○關谷委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 増田長官にシビリアンコントロールに關することを中心にいたしまして、すでに過去の国会におきまして、今五十五回の国会におきまして、この点につきましては、いろいろな角度から論議をされておることでございませうが、これらの問題も含めまして、第三次防衛予算的に発足をする初年度でございませうので、大臣のお考えをお聞きしたいと思つております。

私、委員の立場を守つて発言をするつもりでございませうが、大臣は私の母校の先輩でございませう。それに甘えまして、あるいは失礼な発言にもなるかと思つて、その点もあらかじめお許しを願ひたいと思つております。

まず第一に、大臣は防衛庁長官とせられまして、すでに何回も、シビリアンコントロールにつきましては、その抱負をお聞きしておるのであります。この機会に、あらためて、直接その職責をどういうふうな今後実行に移していられるかどうか、そういうことにつきましての御決意を承りたいと思つております。

○増田国務大臣 山本さんにお答え申し上げます。

わが国に、自衛隊法並びに防衛庁設置法によりまして、シビリアンコントロールの制度は確立をいたしておるわけでございます。すなわち、平時におきましても、国防会議の議長である、また内閣の代表者である総理大臣が、つまり山本さんと

私と同様に、せびろを着ておる者が制服を着ておる者をコントロールをする、こういうしかけは、りっぱにでき上つております。そこで、平素におきましては、せびろを着ておる私を助ける者として、同じくせびろを着ておる事務次官、官房長あるいは各局長、それから課長、部長、すべてせびろを着ておるわけでございます。そのせびろを着ておる者が、すなわち文民が制服を指揮監督する、直接指揮監督するのは私でございますが、私が指揮監督する場合に私の補助をする、こういう立て方に内局方面におきましてはなつております。それから、幕僚部におきましては、幕僚部というものはもとより制服を着ておるわけでございますが、制服を着ておるうちに統合幕僚議長、それから陸幕長、海幕長、空幕長等を通じまして、せびろを着ておる防衛庁長官が、隊の動かし方につきましても指揮監督する、こういうしかけでございます。昔のことばで申しますと、軍令、軍政、両方面を握つておるのが内閣総理大臣でございまして、その指揮監督を受けまして私が隊務を総括する、これが文民統制、シビリアンコントロールの実態でございませう。

○山本(弥)委員 私どもは、自衛隊法あるいは防衛庁設置法等につきましても、憲法との關係において疑念を持つておるわけでございますが、一応これを認めるにいたしまして、形式的には一応諸外国の例に従ひまして形をそろえておるものと存じます。しかし、事態におきましては、このことが真に実行されておるかどうか、大臣の形式的なお考えを承つたわけでありませうが、私どもはもとと基本的な大臣としての姿勢、長官としての今後のわが国の国際情勢なりあるいは軍事情勢に対応するシビリアンコントロールの責任者としてのあなたのお考えを承りたいと思つておるわけでありませう。

六月九日の防衛二法案の説明の際に、わが党の大出委員から、この問題につきまして総理大臣に御質問をいたしたわけでありませう。そのこ

とは一応形式的なことではございますが、昭和二十五年の警察予備隊の発足以来わずかに十七年間に、防衛庁の長官が二十二人交代をいたしておる。平均一年もその任期についていない。一年ももたない大臣を乱造して、一体シビリアンコントロールができるものであるかどうかといつて、総理のこの問題についての考えをただしておるわけでございます。これに對しまして総理大臣は、「ただいまいうシビリアンコントロールの問題は、防衛庁長官の任期いかにということとは関係がないのであります。また、私自身ももちろんかわつてまいりますが、今日までわが党、自民党が政権を担当して、絶えずそのもとにおいてその責任を果たしておる。かように私は考えております。こゝろから答弁がござります。私も國民の一人として、また国会議員の一人としていたしまして、ただいま申し上げましたように、國際情勢あるいは軍事情勢等に立脚いたしまして、しかも私どもの終戦のときの総意でござりました、憲法を堅持してまいるといふたてまえのもとにおきまして、國防をいかに考えるかといふことは、きわめて重要な、國民とともに考えなければならぬ問題だと思ひます。それに対して、最高責任者である総理大臣が、たゞい國防會議の議長でありまして、そのもとにおきまして實質的に最高責任者である防衛庁長官が、いかにシビリアンコントロールに關係がない、その任期いかに關係がない、総理大臣がかわらない限りは關係がないといふ考え方は、これは、総理が國防について真剣に考えていない、いわば防衛庁の事務次官以下、また自衛隊の幹部に對しまして、その成り行きにまかしておる。しかもその背後に、今日安保条約によりまして米軍との共同防衛をいたしております。米軍のいかに戦略によりましてわが自衛隊が推移をしておるというところは、これはこれまでの経緯を見ますとそれと對してござります。それに対して、総理大臣の、防衛庁長官の任期は問題でないといふ考え方について、國民として非常な不安を感じております。わが國と共同防衛いたしておる

ますアメリカの國防長官のマクナマラ長官でござりますが、この方は、ケネディ大統領の就任のときから今日まで、いかに防衛問題に専念をしておるわけにござります。アメリカと比較いたしまして、わが國の防衛問題については非常に重要であります。これに對して、総理大臣は、ほとんど防衛庁長官の任期を問題にしないで、防衛庁の事務當局あるいは自衛隊にまかせまして、しかもその關係のある米軍との關係がどういふふうになつておるか、防衛庁長官は、国会で答弁をなさる機会のない長官もあつたのではなからうかと思ひます。いかにこの問題について、國會をいかに切り抜けるかといふことについての勉強——私は長官をよく存じております。長官はいろいろ勉強なさつておられる。しかし、勉強しておるといふことだけではいけません。私は、長官の責任は、勉強することよりも、いかにわが國の防衛を政治的な立場においてコントロールするかといふことのほうを重視しなければならぬと思ひます。総理大臣の批判を長官にお聞きすることは、答弁もしづらひと思ひますけれども、こゝろから基本的な姿勢、防衛に關する総理大臣の政治姿勢、私はこれは答弁として、おそろく総理大臣は不用意にお話しになつたのでしようが、全責任を持つておるのだといふ意味を強調したいといふふうには善意に解したいと思ひますけれども、事がきわめて重要でござります。この点につきまして、総理を、また國防會議の議長を、直接補佐しなければならぬ長官の御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

●増田國務大臣 私、防衛庁長官として國會に臨んで相当日も長くなりました。あらゆる機会において申し上げておりますのは、シビリアンコントロールとは、法をよく読んでみますと、國會といふ、つまりお互いにせびろを着ておる國會議員をもつて構成する衆議院、參議院が最高の指揮監督者である。直接の指揮はいたしません、つまり監督者である。これがシビリアンコントロールのピラミッドの頂上であるといふことを、私はしばしば

ば申し上げておるつもりでござります。

そこで今度は、自衛といふことは行政權の範圍でござりますから、その行政を、國會が國權の最高機關として監督するしかけも、自衛隊法に、七十六條にもござります。七十八條にもござります。國會に於いて、事前に御承認を得なければ出動できない。あるいは事後二十日以内に承認を得なければいけないといふようなこともござりまして、國會がピラミッドの頂上にあるといふことを、この國會の本會議あるいは委員會を利用させていただきまして、今回初めてといふことではないでございまして、前もつとつばな長官がおられましたから、私は、防衛庁長官として、國會が最高の監督者であるといふことがシビリアンコントロールの象徴でござりますといふことはPRしたつもりでござります。

その次に、自衛隊も行政權でござりますから、行政權をいたしまして、自衛隊の行動等については、自衛隊法七條がござりまして、内閣総理大臣が最高の指揮監督者であるといふことが書いてござりまして、佐藤総理大臣はそこを強調されたものと思つております。

それから、佐藤総理がもう一つ強調されておる点は、責任の継続性といふことであります。長官がかわりまして、あるいは佐藤総理は、自分がかわつてもといふことまで言われております。私は非常に謙虚な態度とつばな答弁であると思つております。自分がかわつても、政党政治として責任内閣がある以上は、自衛隊といふものの指揮監督はわれわれシビリアンがやるのであるから、責任のコンティニューイティといふものがあつて御心配ないといふこと、こゝろから意味のあるものでござりまして、決して防衛庁長官をないがしろにしたたり、そんな見地から発言されたものではない。私は、あの答弁は不注意でもなければ、非常によくよく行き届いた配慮のもとに行なわれておる、こゝろ感じておる次第でござります。もとよりあなたのとおっしゃるとおり、任期が短いよりは長いが、責任も果たし得ますから、お説は同感

できる点もござりますけれども、責任のコンティニューイティといふところに力を入れて、總理自身がかわつてもといふこととさ言われたのでござりますから、あの点をひとつ、大出さん山本さんもう一べん御玩味を願ひたい、こゝろ考える次第でござります。

○山本(弥)委員 一応の答弁だと承りますけれども、事は、いま長官が言われた、そういうふうな責任が継続するのだ、一年で防衛庁長官はかわつていふものではないといふようなものではなからうかと思ひます。建設大臣が道路をつけ、道路五カ年計画によりまして多少道路の路線が変わりまして、これはたいして問題はないでござります。あるいは河川の改修が政治的にめづられても、たいしたことはござりません。しかし、基本的にある期間わが國の防衛をどう考えていくか、現に長いほどいといふ問題でもないわけでありまして、マクナマラ長官は、すでにケネディ、ジョンソン二代に國防長官をつとめて、みづから多くの民間あるいは幕僚の意見を徴しまして、過去から将来にわたる防衛についての膨大な報告書を議會に提出するといふ姿勢をとつておるわけでありまして、いまお話し、國會が最高のコントロール機關であるといふこと、これは、私も初めて國會に出引きまして、最初の總理大臣の施政演説から引き續きまして、防衛庁長官あるいはその他の國會におきまして、防衛庁長官あるいは總理の國防に關する御答弁といふものは、これは何回も指摘しておりますけれども、第三次防の整備計画を説明しておられるわけでありまして、その背景になるもの、あるいはどうしてこれが必要であるかといふ、それらの情勢判断につきましては、きわめてありきたりのことばで答弁しておられる。コントロールのしようがない。予算を認めるか認めないかといふことについて、認めてくれればいいじゃないかといふような態度でありまして、おそろく、防衛に對して國會をほんとうに最高のコントロール機關とするといふ認識がない。これは防衛庁長官が一年ぐらゐで交代をしておると、いわ

ば確信を持つての過去から将来につながる見通しその他について、いかに反対がございましたも、十分練った案を、その背景等も含めて説明し得るという確信がないわけでありませう。重要な問題が、これは多少野党の反対にあらうかも知れぬ、それらに對しまして形式的に国会を通過させればいいということに、その全力を尽くしておるといふふうに私も考えられるわけでありませう。したがって、大臣相当御年配でけれども、総理に進言せられて、自分の生きていく限りは防衛庁長官をつとめさせてくれ、それだけの氣概をもつておやりになっていただきたいと思っております。

次にお伺いしたいと思いますことは、私も明治生まれでございますので、昭和の初めから終戦までのきわめて軍国主義的、暗い時代を青年としてあるいは壮年として過ごしてまいったわけでありませう。私も、終戦と同時に、いわば私も立場からの責任も負わされたわけでありませう。この時代におきまして、私もこの新しい時代の回顧に立ちましての新しい憲法であり、また今後のわが国の防衛を考へていかなければならぬと私自身も決意しておるわけでありませう。この時代においてすら、大臣も御承知のとおり、永田軍務局長が相沢中佐に刺殺される。あるいは私どもの出身県の政治家、そしてかつ軍人でもございました齋藤實さんも、軍人によって殺される。あるいは、こ

れまたわれわれの政党政治を確立することに努力をし、しかも軍閥打倒に全力を尽くされた原敬も、やはり同じ運命にあって殺されておる。明治憲法におきましては、統帥権によりましてはつきり軍隊というものが国軍あるいはわが国の軍隊という意識を持つておった時代におきましてすら、軍人が上司を殺すということも起こっておりませう。政治家も殺される。このことが、終戦につながる事件につながっているわけでありませう。国会におきまして、いまは防衛庁の皆さん方はそうではございませんが、佐藤中佐でございましたか、

大喝してその發言を封じたというふうな、こういう時代もあったわけだ。それから代議士の中には、寺内陸相と決死的な覚悟で發言してわたり合ふ、こういう時代を経たおるわけだ。私は、その時代が復活するとは思いません。しかし、わが国の防衛というものは、自主防衛ではないわけですね。アメリカとの共同防衛でございます。南ベトナムの総理のゴ・ジン・ジエムでございます。たか、総理大臣がやはりまた暗殺されたのですから、そういう過去の歴史に立つて今後の防衛を考へていかなければいかぬ、私はこういうふうな考へるわけでございますが、大臣もそういう時代を過ごしてこられたと思うのであります。これらにつきまして、どういふふうにお考えになっておりますか。

○増田国務大臣 山本さんが苦勞された時代は、私が苦勞した時代でございます。御同感の節は多々あるのでございませう。そこで、今度どうかというふうなお話でございますが、旧憲法時代には、近衛さんのようななりつばな内閣総理大臣で、統帥事項には関与できない。帷帳上奏といつたようなことがありまして、つまり二元的の國務でございませう。二元的の國務といふのは、内閣の國務と、内閣総理大臣が自衛隊のことにつきまして、昔のことばでいう軍令的の、つまり行動の方面のことの指揮、監督、それから昔のことばでいう軍政、つまり防衛庁の行政、こういうふうな方面のこと、両方とも内閣総理大臣一人が掌握し、最高指揮監督者として自衛隊法七条にも規定されておるのでございまして、私はこの線は憲法が改正されて非常によかつたと思っております。九条の線につきましても、私はもはあれでいいと思つておるのです。あれはあな

通警察といふものにつぎましては、全国の行政警察をやつておたわけでございます。特高警察はやつたことはございませうが、普通の警察から見まして、各種の暗殺事件が起きたり、また当時のことばで申せば、陛下から預かつた武器を私に使用する、今日のことで申せば、国民から預かつた武器を私に使用する、こういうことでもない現象が起きて、私は前半生を非常に不愉快なうちに暮らしたといふことは、山本さんも同様でございます。でございませうから、今回のこの憲法なり自衛隊法なり防衛庁設置法というものは、そういうことの配慮がきびしく行き渡つております。でございませうから、お互いせびろを着ておる国会議員が、自衛隊の行動を監督する。それからせびろを着ておる内閣総理大臣が、自衛隊を指揮、監督する最高責任者である。第七條でございませう。第八條にせびろを着ておる防衛庁長官が隊務を統括する。これに違反すれば法律違反でございまして、法律違反といふものは許されな

い。という世論におそくなつておるものが、この自由民主主義の時代であると私も確信をいたしておる次第でございませう。

○山本(弥)委員 法を守つていくといふ大臣のお話を聞いたわけでありませうけれども、そういう過去の反省に立ちまして、私は、常に憲法を見詰めるながら、防衛庁長官のコントロールといふものを考へておるわけだ。日ごろ私も、あけ足をとるわけではございませうけれども、きのうのだからか質問のように、美濃部革新都政が実現したといふようなことを、こういう委員会でおこなうといふ方がいい。私も学校で美濃部さんの天皇機関説やあるいは佐々木惣一先生に習つたわけでありまして、そういうふうな軍部の台頭によりまして、天皇機関説は問責されるというふうな時代があつたわけでありませう。私も、こういうふうなことが、防衛庁長官の言つておられることに、たまに片言に出ることばの中に、何かそういうことがまた顔を出しつゝあるのではないかと、いうことを非常に懸念するものであります。こと

に、前は多少とも統帥権といふことについての基本的な姿勢がありました。あるいは当然補佐しなければならぬ最高責任者が、部下の言うなりになつてゐるか、あるいは部下を押えることによつて命を落とすか、そういうことはあつたにしても、多少ともやり方によつたらいい方向もあつたわけでありませう。しかし、いまは総理大臣が国防會議の議長で、内容がよくわからぬ。自衛隊がアメリカの極東の軍事戦力下にかかり、私も置かれておると思つておるのですが、置かれても、防衛庁長官も総理大臣もあまり御存じない。そして、あとでもまた御質問申し上げませうけれども、いわば防衛庁の最高責任者であるといふ意識過剰、このことが私も新しい禍根にならなければいいかといふことを懸念いたしております。どうかその点、十分長官氣をつけていただきたいと存じます。

そこで、私は、コントロールの前提としてありますことは、国会の上にさらに憲法だと思つております。この憲法について、長官はいまちよつとお触れになりましたけれども、端的にどういふ認識を持つておられるか、お答え願ひたい。

○増田国務大臣 山本さんにお答えいたします。御指摘の最後のところは、憲法について増田甲子七はどう思つてゐるか、憲法九条のことでございます。憲法全般のことでございますか。

(山本(弥)委員) 全般でも、九条に触れてもけっこうです。と。憲法全般につきましては、旧憲法十一條、十二條みたいな規定はございませうから、いまや行政の中に自衛隊も入つておる。自衛隊の行動といふような行政を行なうにつぎまして、国会の監督を受けておる。こういう状態でございませう。

それから、九条についての御質問でございませう。お答えいたしますが、九条の第一項の規定、第二項の規定があるわけでございます。第一項の規定は、大體ああいうふうな規定は、前から入つております人民の名において國際紛争を武力を行使して解決することはいたさな

うな、そういう意味の戦争は否定するのであるといういわゆるケロッグ不戦条約がございます。これは昭和四年にわれわれが入ったわけでありまして、今日も条約締結国の一人として責任がございます。それからイギリスも入っておりますし、アメリカも入っております。それから各国の憲法に、第九条第一項みたいな規定はあります。ところが、第九条第二項のような規定は、日本だけでございます。そこで、前項の目的をもって同じ字に芦田先生は非常に力を入れたらしまして、同じこの衆議院の、昔帝國議会の衆議院と言った時代の憲法改正特別委員会におきまして、前項の目的をもってするという字を入れたらというところが芦田先生の著書にございまして、われわれはそこまでまだ進んでおりませんのでございまして、とにかく前項の目的をもって「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」それから続けて読みまして、「国の交戦権は、これを認めない。」というふうなふうに読んでおるわけにございまして、したがって、戦力に達するような自衛力は持たない、こういうことになっております。そこで、砂川判決等によっておわかりのように、わが国は戦力は持たないのだけれども、日本の固有の自衛権はあることを第九条第一項は否定したものととは思われないから、外国軍隊をもってわが国の防衛力の不足を補うことはしかるべきであるというところが、判決理由に書いてございまして、そういう理由で、外国の軍隊、すなわちアメリカの軍隊に助けてもらって、相互安全保障条約に相なっております。これは日本だけの恥ではございませんで、諸外国においても、イギリスのごとき榮譽ある独立主権国家でも、アメリカ軍に軍事基地を英國の本土に与えて、そうして共同防衛の実をあげておるのでございまして、私は、日米共同安保体制といったようなものは、決して恥ずかしいことではない、こう考えておりますけれども、第九条第二項というものの制約がございまして、これは、よく認め、これに従ってまいる、こういう決意でございます。

○山本(弥)委員 防衛庁長官としては、この憲法をあくまで尊重していく、これを堅持していくというお考えなわけですね。

○増田国務大臣 まだ自民党の政党内閣にいたしましては、憲法改正をする——何も第九条に限りませんが、その他改正をするというふうな決議は、実はございまして、けれども、池田内閣以来、憲法第九条には触れないというところで政府の方針を堅持しております。その内閣の構成メンバーたる防衛庁長官は、佐藤内閣の構成メンバーとして、同じ方針を堅持してまいる、こういうことでございまして。

○山本(弥)委員 将来のことはわからぬが、目下のところは堅持していくということにございまして、

○増田国務大臣 将来のこととは言っても、当分の将来にございまして、事情変更の法則というわけで、千年、二千年先はわかりませんが、そういうことでございまして。

○山本(弥)委員 この憲法は、私どもは、唯一の原爆の被爆者ということから戦争を放棄したという憲法で守らなければならぬと思っておりますが、長官もこれを守っていくということのようですが、この機会にちょっと伺いたいと思っておりますが、これもすでに触れられた問題だと思っておりますが、朝日新聞に自衛隊に関する記事が連載されました中で、海上自衛隊の軍艦が放射能の洗浄訓練をしておるといふ記事が出ておりましたが、これは事実でございまして、

○中井政府委員 海上自衛隊の最近出ております新しい護衛艦には、放射能に汚染をしたときに洗い流す装置というものを付けておりますのを、ときどき操作をさせておる。上から水が落ちるような装置になっておりますけれども、そういうものを操作をするような訓練といたしまして、何といたしまして、一種の訓練だと思っておりますけれども、そういうことをやっていることは事実でございまして、核防

護——核爆発のあったあとに落ちてくるちり等を防護するというような意味で、化学防護衣の着用、測定器材の操作のしかたというふうなものを訓練しておりますが、これはまだ総員に行き渡るほどのものにはなっておりませんので、まだ総員にできるようなものでは至っておりません。ただ防護のための訓練でございまして。

○山本(弥)委員 いま原爆に関しましてそのことをちよっと思いついたものですから御質問申し上げますが、それはどういふものでございまして、

○海原政府委員 ただいま御質問になりましたが、かりにわが国に核攻撃があった場合にどの程度の被害があるかというところにございまして、は、かつて、三年ぐらゐ前かと記憶しておりますが、同じような御質問がございまして、衆議院が参議院から忘れましたが、外務委員会にございまして、その際に、私どもは公式のそういう見積もりはいたしておりませんけれども、一部関係者の研究というところで、かりにたとえ東京に十メガトンの水爆がある日の午後四時落ちた、一体どの程度の被害が出るだろうかというところの結果につきまして、申し上げたことがございまして、正確な数字は私記憶しておりませんが、かりに某月某日の午後四時、これにつきましては風とかいろいろの問題がございまして、その際に八百万人ぐらゐの人がおりました場合でも、十メガトンの水爆が地表面で爆発した場合には、約二百万人は生き残る、こういうことの数値がございまして、そのよ

うなものも一例として申し上げたことがございまして、防衛庁として公に御説明申し上げる資料はございせん。

○山本(弥)委員 これは一発でございまして、一千万の人口の中に二百万人生き残るといふことは、一発で八百万人が死傷するといふ意味でございまして、

○海原政府委員 そういふことでございまして。

○山本(弥)委員 わかりました。順序といたしまして、先ほど長官から九条についての解釈もあわせて承ったわけでありますが、これも予算委員会だっただけでございまして、わが党の猪俣議員と総理とのいわゆる九条の解釈についての問題でありますが、いわゆる侵略戦争は否認をする、自衛戦争は認める、憲法には、韓国でも西欧諸国におきまして、侵略戦争を認めていない、すべて自衛戦争を認めておる、そして軍隊を置く、軍隊は自衛戦争にしか使えない、こういうふうな問答があったわけでありまして、結局どうなりましたかと、さきに長官がちょっと触れられましたように、自衛権の限界になりますか、これはどこにあるのかという議論になりますか、法制局長官との間の話し合いも、私ども傍聴いたしておりますので、きわめて不明確であり、結局は、日本の憲法には自衛権の厳格な限界があるのだというふうな程度に終わっておるわけでありまして、これにつきましては、長官も総理と同じお考えでございまして、

○増田国務大臣 山本さんの御説ではございまして、自衛戦争という言葉を御用意しておるならば、これは厳密に使えという御注文があるならば、お答えいたしますが、自衛実力行為といふことでございまして、自衛実力行為といふことでございまして、交戦権を否定しておる日本の憲法九条に、向こうから見ますと戦争でしょうが、向こうは侵略戦争をこちらへしかけてくるのでしょうが、それを排撃する実力行為としての実力行使でございまして、どうも常識上、しからは侵略はどんな範囲か——日本の自衛隊の持つておる実力というものの

は、通常兵器による局地に対する侵略を阻止し、排除する力があるという範圍のことを申し上げておきます。さらば、侵略とはどういうことかというの、これは山本さんの新しい御提案じゃないかと思ひますが、侵略とはどういうことかというの、これはまた常識でできるよりしようがないので、侵略とは侵略でいいやうとまたしかられるかもしれないが、とにかく日本の領海——領空といふことはいいやうでございます、領海、領土の空といふのだそうですが、領海、領土上の空並びに領土、領海に武力的の急迫不正なる侵略があつた場合を侵略という、それが局地的にあつた場合には、侵略するものに対して実力を行使する。つまり防衛戦争といふことはでは語弊があるといふことを申し上げておきます。しかしながら、日本の用語といふものは、なかなか自衛隊にすべて通用するやうに日本の用語といふものはございませぬから、ときどきはいろいろなことをあなただけにお使いになつても、それはけっこうでしよう。けっこうですが、厳密に言へば、防衛戦争といふこともないのございまして、防衛実力行為といふことでございます。

○山本(弥)委員 同じやうな議論を予算委員会でもしております。きょうは逆に長官から講義を受けたわけなんです。総理大臣は猪俣議員に、きょうは猪俣議員に憲法の講義を聞くといふやうな発言があつたのでありますが、私も、ことばの使い方はいいのです。国民の一人として、わが国の防衛なり将来のあり方について心配をしておるだけでございます。御説明はお聞きしたいと思ひますが、注釈のほうはあまり聞かしていただくなくても、また別の機会にお聞きしたいと思つております。

それで、そのときに、これも今回の国会か前回の内閣委員会かと思うのでありますけれども、自衛権の限界について、具体的な事例についての限界が明らかになつておるわけでありまして、個別の御質問に対して、海外派兵はしない、核装備は持ち込まない、日本でもそういう核爆発はしない、それから徴兵制度は採用しない、こういうことは、私はことばをあまり問題にしないのです。が、自衛力の限界内だ、これをこえると自衛力の限界をこえるわけだといふ総理とのやりとりがあるわけでありまして、長官はどうお考えになりますか。これをこえる場合は、憲法九条違反というふうにお考えになっておられますか。

○増田国務大臣 憲法九条によつて、まずもつてお互ひに對話の形で明らかにしていただきたいのは、法律関係はできておりますから、これは合憲的であるといふやうに立法府が見るといふことは、もちろんマジョリティの原則は支配してありますが、これはまず常識でございます。それから、行政府は法律の執行に任ずるわけでございます。行政府たる防衛庁あるいはその最高指揮官である内閣総理大臣は、合憲的と見ておる防衛庁設置法、自衛隊法を忠実に執行するわけでございます。そこで、侵略行為があつた場合にどれくらいが一体自衛行為かといふことは、鳩山内閣以来問題になつておるのでございまして、もし侵略行為があつて、侵略者の基地をたたくにあらずんば座して死を待つ以外にないといふ場合には、侵略者の基地も憲法上はたたき得る。しかしながら、日本の自衛隊の派兵はしないのであるといふことになつておるやうでございます。詳しいことは法制局長官のほうから御答弁があるほうがいいと思ひますが……

そこで、今度は司法府の見解でございますが、司法府の見解は、砂川判決がやはりよりどころでございます。あれには日本の自衛力といふものは云々と明確には書いてございませぬが、間接にわれわれは一つの推断を下すわけでございます。直接的には、日米安保条約並びにそれに伴う基地に関する法律は合憲的である。そこで、日米安保条約の関係は、日本の憲法九条は、アメリカの戦力を借りてくる、外国の戦力を借りてくるというやうなことを憲法違反と言つておるのである。でございまして、そういうときにはアメリカの核の力を借りて——いま行政府は日本の

中へ持ち込まぬと言つておるが、司法府の見解は、横田なり厚木なりその他のアメリカの基地で、一たん事があるときに核の力を借りてきて、そうして、リタリエーションとして、報復としてわが国を守るためにアメリカの戦力が日本を守つてくれるといふことは、九条の関知するところではない。したがつて、九条には触れないという判決がございまして、これを申し上げて、まず大体この範圍で、あとこれ以上答えるとな法制局長官の分になりますから、お許しを願ひたいと思ひます。

○山本(弥)委員 法解釈といふことよりも、長官として、わが国の自衛隊が海外に派兵されるということを、先ほど来のシビリアンコントロールから認められるのですか。あるいは自衛隊が核装備をするといふことが、将来あり得るといふことをお考えになつておるのかどうか。それから、ただいまの徴兵制度といふことをお聞きしてゐるのです。

○増田国務大臣 三つにお答えいたします。徴兵制度といふものは、全然考えておりません。それから自衛隊海外派兵といふことは、憲法に触れると思つております。それから自衛力の限界といふものは、外国に脅威を与えないといふ範圍で実力を設置し、これを訓練する、その線はしかるべきものである、こう考えておる次第でございます。

○山本(弥)委員 核装備はいかがでございますか。

○増田国務大臣 核装備は、日本自身はいたしません。また、いたしては憲法に触れると思つております。すなわち外国に脅威を与えますから。

○山本(弥)委員 そういたしますと、徴兵制度もしない、海外派兵も核装備も憲法違反だといふことをお聞きしたのですが、海外派兵だと徴兵制度も、憲法違反だとお考えになつておりますか。

○増田国務大臣 私は、いまの憲法から見ても、かかるべからずと考えております。

○山本(弥)委員 よくわかりました。

四十一年六月二十三日の内閣委員会において田口委員の総理に対する質問に対しては、これはやはりこの事例をあげまして、憲法違反であるかどうかといふ質問をしてゐるわけなんです。総理は、憲法違反の問題よりも、総理大臣がそういうことをしないと云ふことが、国民にわかりやすいのじゃないかといふやうな答弁をいたしておられますが、私は総理が憲法を自由に——長官の答弁で私よくわかつたのでありますけれども、総理自身が憲法に違反するかどうかといふことについては、総理みづから申されなければならぬと思ひますが、それ以上深くその會議録ではどういふやうな成り行きになつたかわかつておらぬのであります。憲法に違反するかどうかといふことよりも、私自身——総理自身であります。総理自身がそういうことをしないと云ふことが、国民に対しては総理の姿勢としてはわかりやすいことだといふ意味の答弁がなされておるわけでありまして、これが私先ほど長官にも申し上げましたやうに、国防會議の議長としても、何としても憲法を守つていくのだ。かりに一步譲りまして自衛隊法を認め、防衛庁設置法を認め、あるいは自衛戦力を認めましても、こういう重要な問題についての、憲法に違反するしないといふことよりも、総理みづからの判断によることが国民に対し信頼がおけるというやうな意味——正確な文章はわかりませんが、この考え方、私は国防會議の議長として非常に重要だと思ふ。過去の時代におきましては、国会なり国民がこれを守り得なかつたわけでありまして、統帥権の限界を縮小することに政治家は全力を尽くしたわけでありまして、しかし、今日きわめて重要な、平和憲法下におきまして総理が憲法に違反するかどうかといふことよりも、総理の判断によつてこういう問題が将来情勢の変化によつて変わっていくといふ考え方、これが——総理おられませぬので、私はお尋ねする機会がございませぬが、本會議におきましての大出委員の質問に対する総理の軽率に漏らされた答弁その他と符合いたしました、総理の自衛隊に対する考

は、通常兵器による局地に対する侵略を阻止し、排除する力があるという範圍のことを申し上げておきます。さらば、侵略とはどういうことかというの、これは山本さんの新しい御提案じゃないかと思ひますが、侵略とはどういうことかというの、これはまた常識でできるよりしようがないので、侵略とは侵略でいいやうとまたしかられるかもしれないが、とにかく日本の領海——領空といふことはいいやうでございます、領海、領土の空といふのだそうですが、領海、領土上の空並びに領土、領海に武力的の急迫不正なる侵略があつた場合を侵略という、それが局地的にあつた場合には、侵略するものに対して実力を行使する。つまり防衛戦争といふことはでは語弊があるといふことを申し上げておきます。しかしながら、日本の用語といふものは、なかなか自衛隊にすべて通用するやうに日本の用語といふものはございませぬから、ときどきはいろいろなことをあなただけにお使いになつても、それはけっこうでしよう。けっこうですが、厳密に言へば、防衛戦争といふこともないのございまして、防衛実力行為といふことでございます。

え方が、国防会議の議長としての立場から十分配慮をしていない、国民に密接な関連のある重要な問題を軽視しておるといふような印象を受けるわけでありまして、総理がおられませんが、長官に、それらのことにつきまして、私どもは長官としてのコントロールといいますが、あるいは国防会議の議長に対する補佐といいますが、その点の御配慮をお願いしたい、かように申し上げたいと思います。

そこで、私少しこの三次防の前提となる情勢をお聞きしたいのですが……

○山内委員 ちよつと関連して。山本さんの質問の途中で腰を折ってはいないで申しわけないと思うのですけれども、いま長官の御答弁の中にちよつと氣にかかるといふことがありましたので、この際確認しておきたいと思うのです。それは核装備についての質問に対して、日本自身は核装備をしない、たしかそういう御発言があったと思う。いま非常に大事な沖縄の返還をめぐつても、あそこには核基地があるということ——重大な発言だと思ふ。日本自身は核装備をしないという、そのことはどういふ意味ですか、もう一ぺんはつきり御答弁願います。

○増田国務大臣 これは高辻法制局長官が従来統一解釈として答えた線に沿うた答えてございませう。日本自身は核装備をすることは憲法違反であり、外国の戦力のことは別であるということ、これは砂川判決によつても認められておりますということ、これを答えておる、その範囲を答えただけでございませう。

○山内委員 そうしますと、他国からの核は入ってくるのを認めるということですか。

○増田国務大臣 行政府の方針として、核兵器は製造せず、保有せず、持ち込まずという方針を堅持しておることは、行政府の方針でございませう。

○山内委員 ですから、そういうときは、日本自身なんて言わぬほうがいいと思うのです。それはなぜかというに、これは昨年の何月でしたか、い

まここに資料を持っていまされども、たしかアメリカのマクナマラでしたか、ラスクでしたか、相当の責任者が、日本は何も核武装する必要はない。必要があるときはアメリカからほとんどん持ていって、アメリカの核を使わせるのだというわけで、記者会見で発表している記事が、出ていうわけです、公式の会見で。ですから、こういうわけかなことばでなければ、法制局長官の言葉を長官自身が繰り返してお話になるということは、非常に氣になる。そういう意味で、この際もう一度はつきり、アメリカだろがどこだろが、行政府が、持つてこようが憲法違反だから絶対に持ち込まないなら、いま最後にお話しのとおり、日本は製造もしない、保有もしない、持ち込みもさせないことになる。それを何かそのときの行政の判断で、そういう姿勢を曲げられるようでは困る。

○増田国務大臣 山内さんのおことばでございませうけれども、憲法論として言っているときに、九条の範囲になるか範囲外になるかという山本さんの、九条を含んだ防衛庁長官としての解説を聞きたというお話しをいたしましたから、解説としては、さうなるわけではございませう。それはあくまでさうなるわけではございませうが、しかし、行政府といひましては、製造せず、持ち込まず、保有せずと言つたからといって、憲法論はしないほうがいいというふうにおつしやるのはいかがと思ひます。憲法論の詳細のことは、高辻君を呼んでお聞き願ひたいと思ひます。

○山内委員 どうも政府の答弁は、そのときそのときの御都合で変わるから、私も心配しているのです。長官は、いま在任中はそういうことで貰かれるでしょう。総理もそのことは——まさかうそだとは思ひませぬけれども、たとえばこちからは攻撃しないといつても、いままでの国会答弁では、相手の基地からこちへ持つてきていろいろなものを持ち込んでくる、そこをたたかなければ日本の自衛ができないという場合には相手の攻撃を攻撃しますといふところまで、攻撃の範囲を拡張する

といういまの政府答弁になっているわけですが。そういうことから考えて、相手方が核を使えばこちも使うんだ、持つてないからそのときはアメリカから持つてくる、こういうことの危険を——特にさつきも申しましたとおり、沖縄という非常にデリケートなものを返還するとかしないとか、それを含んでやるのか、基地はのけておけとか、そういう論議の段階でなければ、そういう点でこの問題は明らかにしておいていただきたい、こう思うわけですが。

○増田国務大臣 山内先生のお説はわかりませうけれども、憲法論と政治論とを一緒にされては困るんじゃないかと私は思ひます。そこで、行政府の方針がさうであるならば、ずっと信頼してくださつていいんじゃないか——ずっとというの、やはり時間的に相当長期にわたつてということでございます。

○山内委員 あらためてまたやりませう。

○山本(弥)委員 いま長官のお話で、海外派兵は憲法違反だということをお聞きしたのですが、時の勢いで相手方の基地を日本の自衛隊がたたくことは差しつかえない、こういうふうな御発言がございましたが、これは間違いございませうか。

○増田国務大臣 日本に武力侵略が行なわれた場合に、相手方の基地をたたかざるば日本の生存はあり得ないという場合にはたたき得るということ、これは、鳩山内閣が答弁いたしております、自來ま変わつていないようございませうということをお答えしたわけではございませう。

○山本(弥)委員 非常事態になりますと、日本の空軍あるいは海上自衛隊は、相手の基地をたたかうということがあり得るわけではございませう。

○増田国務大臣 核ですか。

○山本(弥)委員 いや、日本の自衛隊が相手国の基地をたたかうことは、想定されているわけですね。鳩山内閣の方針以来、ずっとそういう方針を堅持して考えておられるわけですね。

というところが任務でございまして、一応理論的には、憲法上は、ただいま長官からお話でございしたようなことは考えられるが、現実にはわが自衛隊がそういう能力を持ち、またそういう行動を考へておるかということになりますと、これは全く違つておるわけではございませう。あくまで、やはりわが国に対する直接、間接の侵略からわが国を防衛するというのが、陸海空自衛隊の任務でございませう。

○山本(弥)委員 そうすると、将来はわが国がございませう、四次防、五次防といふふうな整備が続きました場合。

○島田(豊)政府委員 三次防の前提となります一つの防衛構想と申しますか、それにつきまして、日米安保体制を基調としながら、わが国みずからの防衛力を保持しまして、侵略を未然に防止する。その場合に、核の脅威に對しましては、米国の核抑止力に依存する。万一侵略が生じました場合、たとえば間接侵略あるいはごく小規模の侵略に對しましては、わが国が独自でそれに対処いたしますけれども、非常にこれが規模が大きくなりましてやうな場合には、わが国の能力ではこれに對処できない場合には、日米が協力をしてこれに對処するというのが、私どもの基本的考え方でございます。その場合におきまして、わが自衛隊の果たすべき任務というものは、先ほど申しましたように、あくまで自衛といふことでございまして、もしそういう相手方の基地をたたかざるばわが国が座して死ぬかはないといふやうな場合には、やはり日米安保体制、日米共同防衛といふことでこれに對することにならうかと思ひます。

○山本(弥)委員 共同防衛で對処するということ、端的にお答え願ひたいと思ひますのでありますが、日本の自衛隊がそういうこともなし得るといふことでしょうか。

○島田(豊)政府委員 わが自衛隊の行動は、あくまで自衛といふことでございまして、わが本土を相手方の侵略から守る、こういうことに尽きるわけではございませう。

でございますけれども、三矢計画とか、あるいはフライングドラゴン作戦、ブルラン作戦、こういったものはあるのをごさいますか、ないのをごさいますか。

○島田(豊)政府委員 三矢研究という研究自体はございまして。しかし、これはあくまで幕僚間の研究でございまして、それが直ちに防衛庁の計画に反映するものでもございせんし、防衛庁の計画自体でもないことは、これは特別委員会でもすでに宣明されたところでございます。

もう一つ、ブルラン作戦ということがあるかもしれませんが、ブルラン作戦というのは、全くそういう計画というものはございせん。

○山本(弥)委員 長官はどういうふうにお考えになっておられますか。これは答弁には関知しないという答弁でございますか。

○増田(国務)大臣 作戦計画といふことを一応使わしていただくならば、いろんな計画を練っておることはございましょう。しかし、私は、フライングドラゴンといふことは、聞いたことはございまして。それからブルランといふのは、ときどき国会議員の御発言で聞いておりますけれども、存在しないと思ひます。一方は聞いていないというだけでございます。一方は聞いていないし、存在もしていません。ただし国会議員は、ちよいちよいフライングドラゴンであるとか、ブルランといふことをおっしゃいます。

○山本(弥)委員 なければそれでけっこうだと思ふのでありますが、私も、どうも有り得るというふうな感じがするわけでありまして。これは今日の自衛隊の発祥を考えてまいりますと——その前に長官にお伺いしたいのですが、長官は、吉田内閣時代の官房長官をなさったと思うのでありますが、二十二年にはいまの憲法が出たわけですね。陸海軍が壊滅しておるわけですね。ないわけですね。この憲法は、当然国会の承認を得たわけなんですが、そのときの国会には出ておられたわけですか。

○増田(国務)大臣 憲法制定のときは政府委員でございまして、憲法公布、施行のときは国務大臣でございまして。

○山本(弥)委員 国務大臣として、官房長官として、陸軍、海軍が壊滅したあとの第九条の解釈につきましても承りました。そのときは、おそろく私も国民の総意をいたしまして、いわゆる陸海軍、これに類したものを持たないといふふうな考えで進んだと思ひます。大臣はその重要な国務大臣として、官房長官として、陸海軍のない将来のわが国の防衛、これについてどう対処していくのかというところをお考えになったことはございまして。

○増田(国務)大臣 私は、制憲議会のときには、北海道長官として政府委員でございました。ですから、全般について責任はないと思ひますが、しかし、公布、施行されたときの昭和二十二年五月三日は、運輸大臣としての国務大臣でございました。そこでやはり何らかの責任はあるわけでございます。そのときの感じでは、制憲議会当時も私はおりましたが、野坂参三氏等は、軍備のない憲法なんかはけしからぬから、私は反対する、日本には軍備は絶対必要だということを強力に発言されたことが、私は耳に残っております。

○山本(弥)委員 いや私は大臣として、国民全体がそういう虚脱の状態にあつたと思ふのでございまして、そういう時代に国務大臣として、国民とともにわが国の防衛をどう考えていくかということをも真剣にお考えになったのかどうか。占領時代ではございまして、いつかは占領も解けるわけでございます。そういうときに防衛をどうするのだというところを、再建の国の重要な基礎づくりのときの国務大臣として、どういふお考えを持っておられたか、全然無関心であつたのか、あるいは一つもお考えにならなかつたのか。

○増田(国務)大臣 私は、当時芦田厚生大臣からだいたひ話を承つておりました。同僚の芦田さんから、前項の目的をもってという字へんとう力を入れたんだ。ある程度の軍備が——当時軍備といふことを使つていました。今日の自衛、防衛実力

なんというところを使ひませんで、正確に軍備と言つておりましたが、ある程度の軍備は持たなくちゃいけない。それで、前項の目的をもつてという字を入れたんだというのを私に二回も三回も——回顧録というところには書いてございまして。あなたも読みでやうが、これくらい膨大な憲法の本でございまして。そのことに特に自分が制憲議会の憲法制定特別委員長として力を入れた、当時のGHQにもそのことを申し入れて、まさかのときに備へ得るしなかりを申入れて、うことを言つておりましたが、当時はまことにございまして。実はまことにございまして、無軍備がいいという方も、自由党にも民主党にもございまして、いろいろございまして。しかしながら、日本の占領が解除される前に、昭和二十五年八月に警察予備隊といふものができたときに、正式な軍備を持つことはいやだといふことを言つたのは、吉田茂総理でございまして。そのことは、私は聞いております。そこで、正式でない、実力部隊としての警察予備隊を持つんだ、こういうことでジョン・フォスター・ダレスとの話がつた。

マッカーサー元帥がそのけんかの仲裁もしたという話も、これまたしばしば聞いております。だから、いろいろな経過があつて今日に至つておるんだ。今日のこういう状態になつたことが、正直な経過並びに結果とまではいきませんが、経過の私に対する御質問の答弁であります。

○山本(弥)委員 私は、この重要な終戦のときに、政府もわが国のいゆる無防備状態における国の再建、そういう状態の再建ということについて、いまの大臣の御答弁をお聞きいたしました。も、ほとんど考慮を払つていないというところを感ずるわけでありまして。そのことが、今日までの推移におきまして日本の自衛隊を考える際に、私は十分考えなければならぬ点だと思つております。ですから、二十五年の朝鮮戦争が始まりましてから、やはりアメリカの恣意により警察予備隊ができ、それがさらにアメリカの恣意によりまして、途中の経過はございまして、今日の自衛隊に、

二十七年から九年でございまして、発展していったという経過をたどつての自衛隊でございまして。したがって、いわば国民の総意といひますか、国民のコンセンサスに基づいていゆる防衛対策といひますか、国防の基本方針といふものが生まれてこないで、アメリカの方針に従つて警察予備隊から今日の自衛隊に推移を遂げておりました。したがって、装備から、訓練から、教育から、すべてアメリカに依存をしまつておる。このことが、私は、ただいまいろいろ三矢計画とかあるいはフライングドラゴン作戦とか、いわゆるアメリカの作戦の一環となつての計画を立てやすい体制にあるといふふう感じております。このことに對する、いわゆる自主防衛なりわが国の利益に關連しての自衛隊の将来のあり方を深く考えなければならぬ時期に至つておる、第三次防の整備及びそれにつながる将来の整備をいたします際に、そういう感じがいたしております。これにつきましましては、長官のそういう経緯によつてのコントロールが必要であるといふことを、ひとつよくお考え願ひたい。したがって、いま申し上げました計画といふものも、長官なり総理は十分お考えをおきを願ひたい。いわゆる長官としての立場において関知しないことはよくないし、また深く話し合ひを進めておいていただきたい、かように考えております。いかがでございましょうか。

○増田(国務)大臣 山本さんの御質問は、私は大体において賛成でございまして、ただおこたはの中に、アメリカの恣意といふのがどうもわかりませんが、ほしひままなる意思といふことでしたらば、そういうことはちよつと妥当ではない……。

○山本(弥)委員 指示でございまして。

○増田(国務)大臣 指示といふことはございまして。これは警察予備隊といふのが、ディレクティブでできておるから……。それからその次の保安隊からは法律でございまして、コンセンサスを得ないといふことをマイノリティーのあなた方はおっしゃるかもしれませんが、マジョリティー

ながる問題であるので、そういう防衛計画を、アメリカとの防衛計画において将来の三次防から四次防、五次防ということよりも、もつとその根底をなす戦争をなくする努力が必要だ。いろいろお聞きしたいこともありますけれども、そういう意味で私は申し上げているわけであります。

そこで、一言だけ端的にお聞きしたいのですが、私はいまの情勢は、これは独断かも知れぬと思いますが、ベトナム戦争の推移とそれから朝鮮の三十八度線だと思ふ。もしここに問題が起きましたときに、日本の自衛隊は出動いたしますか、どうですか。

○増田国務大臣　出動いたしません。

○山本(弥)委員 よくわかりました。

そこで、三次防の内容につきましても、長官の御答弁の矛盾がよくわかるのでありますけれども、これは一々他の方から指摘することだと思ふのであります。私は、日本の直接侵略ということの懸念も、遠のいておるといふ考え方をしております。そこで、陸上自衛隊の強化についても疑問を感じますが、さらに昨日武部委員からの質問でございますが、間接侵略もしくは命令による治安出動、これに非常に重点を置いているようなお話でございますが、これはほんとうでございましょうか。

○増田国務大臣 それは武部さんが治安出動に重点を置かれて質問されたというのでございまして、私は、治安出動もなし得ると申ししたのであります。

それからこの機会において申し上げておきますが、治安出動した場合に、臨時国会を開いても同意を求めなくちゃならぬことではないのでございまして、治安出動の場合には、来たるべき国会において承認を得なければならぬ、こう書いてございまして、この際あわせて、武部さんの御質問に対する御回答ということで、山本さんの御質問に対する御回答にあわせてお答えいたしおきます。

○山本(弥)委員 私は、長官から、現在自衛隊でやっておられます訓練の総時間に対してましてわずかに数時間、ただ東京の管区においてその三倍程度をやっているというお話を聞いたのであります。私は、こういう訓練は一切おやめになるほうがいいと思ひます。それは先ほども申し上げましたように、自衛隊のいままでの経緯、それともう一つは、私どもは自衛隊に現に勤務しておられる方々に対しては、何らの感情を持っておりませんし、私も現地に参りまして親しくしておるわけでありまして、そして今日自衛隊が何となしに、これも発言にございまして、いわゆる日陰者のような印象を持ち、これが内政にいつているということも考えられるわけでありまして、たよるの

は、いままでも手とり足とり指導していただいた、そしてまた留學もし、あるいは相談相手にもなる米軍の幹部あるいはそれに属する方々ということに、かりにそういう事態になりますと、これは冒頭申し上げましたように、いわゆる国民のための自衛隊、これは教育方針にもそういうことをはつきりうたてておられると思ひます、そういうところから何となしに遠ざかっていくのではないかと。その意味におきまして、治安出動訓練は一切おやめになったほうがいい。国民のための自衛隊というふうなことをもしお考えでありますならば、これは今後おやめになっていただきたい。旧陸軍におきましても、国民のための陸軍、海軍という思想は、一貫しておったわけでありまして、誤った方向にもまいりましたけれども、その点につきまして長官のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○増田国務大臣 あなたも警察部長をなさいますので、よくおわかりだと思ひますが、警察力をもつてしては不足の場合ということ、米騒動なんかのときにあつたのです。それから関東大震災のときにもございまして、治安出動というものは、何しろ発砲したりすることばかり考えるわけではございまして、物件を防護したり婦女女子が暴行を受けたたりすることのないように、警察力の不足という場合が幾らでもあり得ます。そのときのことを総理大臣が良識をもって考へて、警察力では不足な場合に行動を命ずる。そしてあとで国会の御承認も得るわけでございますから、非常識なことないわけでありまして、これこそ国民の保護者である、警察官の補助者である、愛されるゆゑである、私は思つております。何しろ発砲することばかりあなたはお考えのようでございまして、そんなものではない。いろいろな物件を防護したり、そして電灯がないときに電灯のかわりになつてやつたりして、暗い道でもよく通れるというふうなことを、関東大震災のときには電灯がわりまで、出動した師団がいたしました。そういうわけにございまして、警察部長の経験をなすつ

たあなたが、一切自衛隊は出動しないほうがいいなんておっしゃつたらいへんなことになりまして、から、やっぱり国民の保護者であるという立場において、そういうことを予見して、法規にもあるわけにございまして。

○山本(弥)委員 自衛隊が出動するという場合に、冗談半分に長官の言われておる、発砲することばかり考えるなどというのでございしますが、それこそ私は非常に非常識な発言だと思ひます。かつての米騒動のときに、治安出動として陸軍が出ました場合に、これは地域民に非常な批判を受けまして、騒動を鎮圧するよりも、むしろこれが大きく広がつたという原因をなしております。今日、私の経験からいいたしまして、治安のこと、常に民衆と接触しておる、機動力も持ちのよいですから、警察におまかせ願ひたい。そういう規定があることは、これは当然、自衛隊法をつくりになるに、あり得るといふ規定、しかも発動の場合の厳重な制約のもとにあつた規定をつくるということにつきましては、通りました法律ですから、私はいまのところ異論を申しません。しかし、かつての陸軍にあつてもなかつたようなことを、あり得るといふ予想のもとに訓練する、短時間ではありますけれども訓練をするというところが、いろいろな要素から考へまして、国民の中に受け込まないような、国民が反感を持つ自衛隊になる。自民党でおつくりになりました安全保障等につきましても、いろいろなことを書いておられますが、全くこれは軍国主義的復興のようなことを考へておるわけでありまして、私は非常に危険な要素が多分にあると思ひます。しかし、それでもなおかつ最も力を入れておりますのは、やはり民生の安定、政治姿勢を正すということにございまして。これは冒頭に書いておられます。それから国防の基本計画にも、その点を強調いたしております。全く私はそれとおりの思ひます。政治の姿勢を正すということが、私どもはいろいろなことを主張いたしておりますが、私どもも、自民党でとり得る政策が、着実に遂行する

ことによりまして、国民の生活がよくなるということであらばいいと思ひます。私どもも政党内でございまして、議院民主主義のルールに従ひまして、社会党の政権樹立という目標を目標といたしますけれども、しかし、私どもは、政党が政策を実現するということよりも、国民の生活が少しでも前進をする、よくなるということが、私どもの念願しておるところであります。したがつて、この安全保障に政治の姿勢をうたい、民生安定をうたいまして、こういうところに力を入れることによりまして、私は警察力も十分である、自衛隊の出動ということをお考えなくともいい、そういう事態は起こらないということを信じております。いたずらにそういうことを訓練することによつて、教育のしかたによりましては、本来国民のために立つ者もあわせて――それは敵性な者も国民の中にはおられます、犯罪があると同じように。その国民の側に立つ者までも治安活動の対象としての訓練をいたしておりますと、一朝有事のときに、そういうことが行動となつてあらわれる。したがつて、自衛隊を国民に愛される自衛隊にしようということでありますれば、いまの治安出動の訓練――これはしっかりした訓練をいたしますれば、当然自衛隊本来の訓練をするということによつて、万一そういう事態になりましたら、十分役に立つと私は信じております。したがつて、わざわざかつてなかつたような治安出動の訓練までは、直ちにやめ願ひたい、こう思ひますが、いかがでございましょう。

○増田国務大臣 お説は重々ごもっともでございしますが、前の安保条約のときは、間接侵略は、政府の明瞭なる要請があれば米軍が出動するとして書いてあつたわけにございまして。今度は主として間接侵略その他警察力をもつてしてはどうかといふことであらうな治安攪乱現象と書いてあるの

基づく暴動大騒擾等であつて云々と、こう書いてありますから、やはりそういうときに何も訓練していないということ、七十八条に照らして不忠実ということになるのでございまして、あなたも同胞相討つというふうなことはまずいということだろふと思つておられます。結局、私が例をあげたのは、強盗殺人等があつて、警察官も発砲するにあらずんばできないというふうな刑法三十六条、三十七條の範囲内しか武器は使っていないと私は思つておられます。そこで百三三條等には、治安出動時の武器使用という規定がございまして、刑法三十六条、三十七條と、こういう場合しか——それと指揮官の命令によるにあらずんばと書いてございしますが、その指揮官というのはやはり三十六条、三十七條のときにやるということであつて、あとはやらないというふうなことだと私は思つておられます。また、そういうふうなさせるつもりでございします。やはり護民官であるという立場で自衛官は働くべきであることは、お説のとおりでございします。

○山本(弥)委員　そういうことをおやめになるという意味でございませうか。

○増田国務大臣　これは原則的なことでございしますから私からお答えいたしますが、国内にゲリラ部隊等が起きたような場合ということが、間接侵略でございします。それで外国人がかりにおりまして、それを直接侵略とは言つていないのでございします。そのときの訓練がまるっきりなかった、レンジャー部隊も何もなかったということは、これはまずいのでございします。治安維持行動における訓練を多少するようなことは、やはり義務ではないかと私は考へておられます。こういうことはむしろ方針に関する問題でございしますから、教育局長等に補足はさせますけれども、やはり方針に關しては練習は幾ぶんしておくべきである、こう考へます。

○山本(弥)委員　私は、自衛隊が国民の中に溶け込むという意味におきまして、平素の指揮官の考

え方によりまして、そういう国民を対象にしての訓練ということ、現段階においては必要ないと信じておられます。そういう規定があることは、これはやむを得ないと思ひます。しかし、今日のわが国の警察がそういうことに対処し得る体制もできておりますし、それを警察で対処し得ないという事態、これは相当ゆゆしい事態だと私は思つております。したがつて、それらのことは警察におまかせになつて、本来の長官の言われる侵略者に対する自衛隊、これを国民に向けるという訓練は、自衛隊のためにとるべき策ではない。そういう訓練は、長官も御経験があるかと思うのであります。これは訓練しなくても、いまの訓練で十分役に立つわけですから、いたずらに国民に目を向けた自衛隊というものは、うわきに出るだけであつて、おやめになつてほしい。効果もない。

それからもう一つ、きのうの問題になりました中央調査隊だとかそれから中央資料隊等、警察の情報だとか、あるいは公安調査庁の情報等で十分であります。独自の情報機関を持つということも、私は反対でございします。これらは場合によつては、いま各国で非常に非難を受けておりますCIAとの関連におきまして、プラスよりもマイナスの面になる。常にそういう目で情報を集める、そういう目で調査をする、資料を集めるということ自体が、本来の自衛隊の国民に対する正しい資料調査ができないということをおそれております。これも将来廃止する、あげて警察なり公安調査庁に一任をするというすなわち自衛隊の姿勢になつていただきたいということを考へておりますが、いかがでございませうか。

○増田国務大臣　山本さんにお答え申し上げますが、私もあなたと同様に警察、ことに普通警察でございします。長年やつておりましたが、警察力をもつてすべての治安攪乱現象をおさめたいと思つております。またおさめるべきだと思つております。ところが、七十八条というものは、皆さんの議決によつてきまりましたのは、これは警察力をもつてしては不足であるという事態の間接

侵略その他云々と書いてございまして、総理大臣が認めて、しかも国会の承認を得るわけにございします。そういう関係のときの練習ぐらいはしておかないと、私はやはり自衛隊の義務違反だと思ひます。私はそう思ひます。しかしながら、根本におきまして、日本の国内における治安攪乱現象のごときは、警察力も、ことに最近機動隊もできておりますから、警察で押えるべきものであるという点につきましては、あなたと同感であります。ただ、練習をやめるかやめないかというところ、やはり多少の練習はしておかなくてはならぬと存じます。七十八条によつて課された義務を果たし得ないものではないかと思ひます。それから調査のことは、公安調査庁その他で調べているではないか。公安調査庁の調査とは違ふのであります。つまりわが国の周辺諸国の——あるいは遠いところもあるかも知れませんが、大體周辺諸国の軍事情勢等を調査するわけにございまして、公安調査庁はそこまでではございません。法律ではそういうことが書いてございします。そういうわけで、調査対象がおのずから違ふわけにございします。

○山本(弥)委員　私の勉強が不十分であつたかと思ふのであります。そういう意味の付近各国の調査をするということがあれば、それにとどめておいていただきたい。こういう機関は、ややもすればそれに直接関連がございします。国内にまでその手が伸びるといふことは、またそこまでやりたいといふことは、これは調査する者にとつてそういうことになるわけでありまして、それはそういうことの絶対にならないようお願いいたしますと思つております。

もう一点は、法律があるからといって何か非常におびえるという、法律を使わなければいかぬという印象を、このごろ私は持つております。たとえば総理のデモ行進に対する宝刀的な規定を發動いたしまして、仮処分を取り消さしたという事例ですね。これは一定の方針がございませう。国会の周辺は今後一切デモをさせないんだというこ

ともあるでしょうが、あまりにも事態を深刻に考へる、そして宝刀的な規定に重点を置くという考へ方は、将来本来の政治が行なわれぬ。安易なやり方によつて政治姿勢が出てくる。しかも総理大臣は、従来の時代よりも非常な権限を持つておられる。そういう体制、政治が安易になり政治の姿勢がくずれていくということを、私は憂えております。先ほど申しましたように、私は社会党員でございしますから、基本的には社会党のいい政策が実現するというのが、私どもの念願なんです。だから、あまりにもものごとにおびえるために基本的な政治の姿勢というものがくずれないように、このことを冒頭申し上げましたいわけのシリアンコントロールの立場からお考へ願ひたい。

それから先ほど申し上げました訓練の問題ですが、これはいまの自衛隊のことをよくお考へになつておられる防衛庁の各局長ともよく相談して、どちらが自衛隊の将来、国民のためになるかということについてのお考へに立つて再検討願ひたい、こう思ひます。いかがでございませう。

○増田国務大臣　お説は大体において賛成であります。そういう方針のつとめてやつてまいりたいと思ふのであります。

○山本(弥)委員　これで質問を終わります。

○岡谷委員長　本会議散会後直ちに再開することとし、この際休憩いたします。

午後一時二十分休憩

○岡谷委員長　休憩前に引き続き、會議を開きます。

午後三時二十六分開議

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。淡谷悠蔵君。

ですが、昨日の当委員会受田委員からの質問に對して、国連監視団に非軍事的なものであれば参加してもいいというお答えがありました。前回の外務大臣の答弁とはかなり違った答弁がなされたお答えです。その違いをいろいろお尋ねすることはお返しにしまして、外務省に自衛官が出席しておるといふことは明らかにしておるのであります。このことは、出向の事実が一体どれくらいあるのか、詳細に承りたいと思うのであります。これは重大でございまして、長官からひとつお答え願いたいと思います。

○増田国務大臣 お答えいたします。防衛駐在官として外務省の職員それからこちらの職員という併任の形をとっておりますのは、米國に五人、ソ連に二人、英國に一人、フランスに一人、西独に一人、トルコに一人、中華民国に一人、南ベトナムに一人、インドネシアに一人、タイ、ラオスを兼務しております、に一人、インドに一人でございます。

それから、ただいま受田さんの御質問に對して、私が国連監視団に自衛隊が入っているというようにお話を答えたというお話でございますが、私は、国連監視団のことについては何ら言及してないのでございます。新聞等においてはそういうことが書いてございまして、国連監視団の構成に入っているという点も、私には御質問がなかったのでございます。局長等への御質問に對するお答えは大体そのとおりですと言ったのは、つまり国連局長等に聞きました御質問に對する局長のお答え、すなわち外務省の職員という立場において行動いたしますし、その報告は外務大臣に對してなされますし、そこで外務大臣から私のほうへその報告が伝わってくると、こういう範囲のことを私は申し上げてございまして、国連監視団のことにつきましては、私はむしろ三木さんが前にはかの委員会でお答えになりました、慎重にしなくてはならないという消極的な意見でございます。

○淡谷委員 私の質問がちょっと足らず

だったので、長官誤解されておるようですが、私は別に長官がそうお答えしているとは言っていないからでございます。それは確かに国連局長からそういう御答弁があった。しかし、国連局長といえどもやはり政府の役人だろうと私は思いますが、それが長官と違つた答弁をされるというものは、これは非常に困るのじゃないかと思う。一体、長官自体はどういうふうなお考えなのか。非軍事的ならば監視団に加わつてもいいというふうな気持ちをお持ちなのかどうか、あらためて御答弁いただきたい。

○増田国務大臣 きのうの国連局長の答弁も、私はうしろすからよく聞かぬわけでは、その詳細は聞いておりませんが、三木君が前に参議院の予算委員会における総括質問の際に、国連監視団に日本がどんな形で入ることにつきまして消極的であるといふことを答えておりました。検討はせんならぬけれども、消極的であるといふことを答えておりました。その意見と同じでございます。また、その意見と違つたものであるならば、局長の皆さまに對する回答の中でも三木外務大臣と違つた線であるならば、これは再検討を要するのではないかと私は考えております。

○淡谷委員 これは聞いておられなかったのですから困るのですけれども、これはやはり国会でなされた答弁ですから、非常に重大な問題だと思ひますから、委員長において即刻速記録をお調べになりまして、違つていないか、確かめていただきたいと思います。

○關谷委員長 淡谷委員に申し上げますが、その速記録を調べて持つてくるまでちょっと時間がかりますが、その間はかの御質問はどうですか。

○淡谷委員 すぐできるでしょう。
○關谷委員長 いや、ちょっと時間がかかります。昨日質問に立ちました受田委員に、受田委員が聞いた答弁について、関連でひとつ希望したいと思

います。委員長においてお計らいください。
○受田委員 関連質問でやりました。いま淡谷委員の質問にお答えになつておる増田長官の御答弁を聞いておると、私きのうお尋ねしたお答えとちよつと違つておるから承つたわけですが、それは、いづれ速記録がくるから承つたわけですが、私がきのうお尋ねしたことは、国連局長に對して、軍事的目的でない、平和的な立場での国連の監視団のような、そういう機構が認められた場合にどうかという念のための質問をしたことに對して、一九四七年の西イランにおける領事の監視団の問題の例を引かれて、その場合は防衛駐在官は外務省の職員として派遣されることが認められるという答弁があった。したがって、私はそれにたまたまかけて、防衛庁長官に、外務省に出向しておつても、自衛官であるという根拠の身分に就つておると思ふので、その自衛官の外務省職員としてのそうした場合における参加は、防衛庁長官としても御確認になるかと申し上げたら、そのときに国連局長の答弁のとおりであるという確認の御発言があったと私は了解しているわけですが、それは念のために、根拠の身分が、よし外務省に出向しておつても、自衛官であるという身分があるがゆえに、この点は念のために増田長官に確認を求めたお尋ねをしたわけですが、それに対しては、国連局長の答弁のとおりだ、こういう御発言があったので、そのことを聞いていなかったと申します。これはちよつと速記録で——はつきり、大きな声で私がお尋ねしておるわけですから、聞いておられなくて御答弁になった問題は別です。私、あまりこの問題で発言したくなかつたのですが、淡谷さんからの質問で私は関連質問の立場をとらざるを得なかつたので、以上私が発言をしたこと及び長官がお答えになつたことは、長官御記憶があるかないかをお尋ねいたします。

○増田国務大臣 私は、その行政の機能としてお聞きになつたというならば、お答えを——これは

追加御質問でございますが、関連質問の受田さんにお答えいたしますが、万事万端、外国へ参つた自衛官の任務を併任しておられるけれども、外務大臣の指揮、監督のもとに動くのである、こういうお答えをいたしておりました。この際もう一べん言えといへば、明瞭にいたしますが、そういうことでございます。外務大臣の指揮、監督のもとに動くのである、これが駐在官の職務上における地位であり、また職能であり、権利義務である、こう考えております。

○淡谷委員 そのことも御答弁がありました。それは私、よく覚えております。同時に、国連局長の答弁の確認も長官がされたということも、私の記憶しているところではそうなつておるのでございますが、これは速記録に残つたところで、第三者の速記者が書いたことによつて確認する以外に道がないと思ひます。以上、関連質問を終ります。

○淡谷委員 速記録ができておるようでございますが、長官、ひとつお聞き願ひたいと思ひますが、受田委員の質問に對しまして、服部政府委員からこういう答弁がなされておりました。一ただいま御指摘がありました国連機関でございますけれども、これはいわゆる平和維持活動と総称されておるものでございまして、そしていままで国連が創設以来大体二十幾つか設置されておりますけれども、その国連機関そのものが安んずる総会なり、の決議に基づいて設置されるわけでありまして、その場合場合に於いてその名称も異なりますし、それから任務、権限、目的というふうなものも異なつておりました。大別いたしますと、第一には軍隊の性格を持つておるような機関でございますが、たとえば朝鮮国連軍とか、コンゴの場合、あるいは今度の中東の国連緊急軍というふうなものは、軍隊の性格を持ったようなそういう機関。それから第二は、軍人を構成員とする監視団、こういうふうなものもございまして、それから第三には、全く軍人とは関係のない、軍事的性格は全くない、たとえば委員会とか、調査団とか、それか

いま御指摘の中東にはたして国連機関を設置することになるかどうかということは、ただいまの緊急特別総会が今後どうなるか全く不明でございますし、決議案も否決されたような状況でございますので、はたしてそういう国連機関ができるのかどうか、その辺は不明でございます。ただ、今度の紛争のきっかけとなりました国連緊急軍、これがアラブ連合の要請によつて撤退したわけですが、そういうものが復活する場合には、これはやはり相当軍隊の性格を持つておるわけで、こういうものに参加するのは、もちろん不適当ということでございます。

軍事監視団につきましては、これはやはり構成員は軍人でございます——軍事監視団の中にも、全く兵器を持っていない丸腰のいわゆる軍人が参加している監視団もございますけれども、これもなかなかむずかしいんではないかというように私どもは考えておるわけでございます。したがって、現在のところ、われわれに対して国連側から何の照会もございませんけれども、またあつても、それは適當ではないとわれわれ判断いたしております。」以上のような答弁であります。長官いかがでございますか。

○増田国務大臣　そのことばを聞いた範囲内では、なかなかむづかしい。つまり最後のところでは――最初のずつとのくだりは、外務省員でなければ発言できないことばでございます。最後のくだりの国連監視隊というものに入るものなかなかむづかしい状態でございますというならば、そのとおりでございますと私が言つたでございましょう。

○談谷委員　しかし、これは性格が三つに分類されていることは、ひとつ御注意願いたいと思うのであります。非常に軍事的な要素の強いもの、それからないもの、こういうような区別をしておいて、今度の監視団はどれか非常にむずかしいというような答弁をされておる。これに続いて受田委

われのは妥当しないのですけれども、領事館付軍
事専門家、ほかの大使館なり領事館のいわゆる武
官連中がこれに参加するような場合であるなら
ば、あるいは考えられるのではないかというよう
な気持ちもいたします。」という答弁です。これ
は明らかに軍事的性格が強くなければ参加する場
合もあり得るというふうにとれるのですが、いか
がでございますか。

○増田国務大臣 いま聞いておりますと、局長のことは自身を批評するようであります。ややこしい表現で、何でございまするけれども、ようで

ございます、思うのでございます、何でござい
 ます、そうでございしますが、しかしそうではござい
 ませんようでございますといったようなことばで
 ございまして、全くわからないような日本語に
 なっております。いま速記を見ても、そこで私が
 こちらから聞いて、国連監視団にアタッシュが入
 る、たとえば休戦監視団に入るといふようなこと
 は、私の記憶する範囲におきましては、これは外

務委員会でございますして、三木さんからもあとから承りましたが、そういうことはむずかしいということを書いておりました。そのことを私が当該局長なり参事官が反駁した意味で言ったというふうにはとっていないわけでございますして、ございしますから、けさの新聞見てびっくりしたので

をお願いいたしますが、いかなる場合でも監視団には絶対参加しない、そのように明確に御答弁願いたいと思います。

○増田国務大臣　私も三木外務大臣が外務委員会において発言したと同様でございます。いかなる形においても休戦監視団のごときものに入つてはいけないという三木さんと全然同じでございます。所見が違ふということはありません。

○淡谷委員　そこで、今度は閣僚としての増田甲子七先生にお聞きしたいと思うのですが、外務大臣はそういう気持ちを持っておるのに、その外務

大臣の指揮下に入っている局長が外務大臣と違ったかのごとき印象を持った表現をするということ
は、閣内の意見統一の場合にどうなりましょ
うか。

○増田国務大臣 私はい三木さんと見解を異にしたことは一ぺんもないのでございまして、あと外務省の職員と三木さんとの所見が違うならば、これは調整が必要だと思いますが、局長も事事的性格

の全く何もない、何かコミッティが何かに入ると
いうような場合を設定しているのでございまして、
休戦監視団にアタッシェ同士が入っているな
んということは、私はいけな思つております。
す。そこまで国連局長なり参事官が考えて、おれ
は外務大臣の部下ではあるが、外務大臣と所見が

「外務省の局長の御答弁のとおりでございます。」
これはきょうとは少し御答弁が違うようですな。
いまこの局長の答弁のことを言っておりますが、

これはけなはだ明瞭だと思います。

○増田国務大臣 私は、その速記録にあらわれた局長のことばも、なかなかややこしい、不明瞭な日本語だと思っています。でございますから、自分がうしろから聞いて、そのとおりでございます。

すと言ったかもしれません。それは言ったでしょう、書いてあるのですから。しかし、それは外に行つた場合には外務大臣の指揮、監督のもとに動

くということ、私はかたいそういう認識と信念を持っておりまして、いまでもそういう意味でございいます。外に行った場合には、外務大臣の指揮、監督を受けて働く、防衛庁長官の指揮、監督を受けて働くわけではございません。

○淡谷委員　だんだん長官の言うことも回りくどくなりましてね。もっと直截に言ってほしいのですが、受田さんの質問は、こういうことなんで

す。局長の答弁を前に置きまして、身分がどうであらうが、やはりあなたの部下は部下なんだから、局長の言ったことを長官は肯定するかどうかということです。率直に言って、きのうは聞いていなかったんだから、私の答弁も若干誤解されるかもしれないけれども、私の本心はこうだということ

とをもう一べん明瞭に言ってくださいませんか。さつきあなた聞かなかったというのだから。これは追及しません。逃げ道をこしらえます。

○増田国務大臣 私の本心は、三木外務大臣が答えておるとおりでございます。

○淡谷委員 そこで、あなたの非常に愛する自衛官が、外務省へ参りますと外務大臣の部下になる。これは閣内不統一がなければいいのですが、そのほか外務省以外に出向しておられるような事實はございませんか。あつたら、この際ですからお知らせ願いたいと思うのです。

○海原政府委員 外務省自体には、私のほうから三人程度の職員が出向しております。これは外務省のたとえば中近東課であるとか、あるいは条約課であるとか、そういうところから他の通産省に勤務しますと同じような形で出向しまして勤務しております。これは内閣からいわれるせむし組でございます。

○淡谷委員 そのほかにございませんか。あつたら、総ざらい教えてくださいませんか。役所でも、あるいは軍需工場でも、あるいは学校でも、および自衛官として方々へ散らばっているのがあると思う。あるいは船に乗り込んでいるものもあるでしょう。それをこの際ですから、ひとつ一切をおおかしを願いたいと思う。

○海原政府委員 いわゆる制服の自衛官として派遣勤務になっておりますものは、先ほど大臣からお答えしました防衛駐在官だけでございます。それから文官で、本来防衛庁に採用してその職員になりました者が、出向と申しますか、その形で勤務しておりますのが、いま申したものでございます。それ以外にはございません。

○淡谷委員 これはずっと前ですけれども、軍需工場に、武器の問題ですから、いろいろ間違いないように出向しているという御答弁があつたことがあると思うのです。こういう例はございませんか。あるいは監督その他のものでも……。

産してあります工場に、その納品の検査状況を調査いたしますために、いわゆる昔の監督官的なものが各所に派遣されております。

○淡谷委員 これはあくまでも自衛官として、出向という名義じゃないのですか。出張か出向かどっちなんですか。

○中井政府委員 自衛官の身分で自衛隊の組織の中で働いているものでございます。いまの駐在官事務所の中には、自衛官がおります。シビリアンもおりますが、それは防衛庁全体の組織の中でございまして、会社その他に派遣したものではないでございます。また、他の役所に出向したというものでもございません。

○淡谷委員 現在工場へ行っている監督官は何名くらいで、どこどこへ行っていますか。

○中井政府委員 いま申し上げました駐在官事務所というのは、防衛庁の中の調達実施本部の組織下にありますが、その駐在官事務所は、東京、田無、立川、横浜、宇都宮、厚木、岐阜、それから名古屋に二と二とございまして、それから大阪、伊丹、神戸、明石、玉野、長崎、舞鶴、これは出張所でございますが、そういうふうな組織がございまして、全体の人数は、ちょっといま資料がございせん。

○淡谷委員 それは地名ですが、工場の名前はわかりになりますか。

○中井政府委員 工場の名前は、いまちょっと資料がございせんので、記憶いたしておりますが、たとえば航空機関係につきましては、三菱の航空機工場でございます小牧等に行つておるわけでございます。それから、その他バジ関係につきましても駐在官が出ておりますが、このバジ関係の工場は、日本アビオトロニクス株式会社、たしか瀬谷工場に出ております。そういうところ、各関係の工場等に派遣をされているわけでございます。

○淡谷委員 あとでかまいませんから、ひとつその工場の名前など調べて出したいだきと思ふのです。それから、海外へ行っているのはござ

いせんか。これは別段工場関係じゃなくて、海外派遣の自衛官というのは、どれくらいありますか。

○中井政府委員 アタッシュ以外に、長期出張の形で外国に行つてゐるものは、正確には記憶しておりませんが、数名程度——アメリカに二名行つております。

○淡谷委員 これは自衛官の海外出張ですからね。それも何万何千何百何十何名のうち一名というならいいけれども、数名だと何か何とかがいうんじやなくて、海外に出てゐるんですから、はっきりしたことを教えてください。

○中井政府委員 アメリカに二名でございます。か、御説明願います。

○中井政府委員 アメリカに出ておりますのは、長期出張で二名出ております。これは米軍からMAS等で購入いたしますもの、すなわちFMSで購入いたしますものの出荷促進等の事務で出ておるのでありますが、場所はベリオンとサクラメントであります。

○淡谷委員 アメリカに二名という御答弁なんです。いまのはただ一名です。

○中井政府委員 ベリオンに一名、サクラメントに一名であります。

○淡谷委員 どれくらいの期間で行つておるのですか。

○中井政府委員 大体二カ年でございまして。

○淡谷委員 それから海上自衛隊で、これはどういふのかわかりませんが、方々回つてゐる船があるようですが、現在そういうふうな世界各国の港を周遊しておつたり、あるいは演習などもやられておるようですが、日本の国土にないような海上自衛隊は、どれくらいあります。

○中井政府委員 海上自衛隊の本年度の遠洋練習航海、国産艦四隻で六月二十六日から十月二十七日にかけてまして、アメリカ合衆国、カナダ方面に現在出ております。

○淡谷委員 あとは今年度の計画は別にありませ

んか。

○中井政府委員 六月の下旬からつい七月の初めにかけて「あまつかぜ」が沖縄沖でターターの射撃訓練のために行つてまいりました。そのほかには、本年度の計画としてはございません。

○淡谷委員 それから国内の大学などに、自衛官で入学してゐるものがあるはずですが、これはどれくらいあります。

○中井政府委員 現在一般大学の大学院の修士課程に五十八名、博士課程に五十一名、合計百九名の自衛官等が在学をしております。

○淡谷委員 これは自衛官の身分を持ったままで在学しておるわけですか。

○中井政府委員 そのとおりでございます。技本から自衛官でない方もいつておると思ひますが……。

○淡谷委員 これは長官、自衛官というのに学校へいくことはできるのでしょうか。これはどうですか。普通の官庁のいろいろな役人さんだと、役人の身分を持ち、俸給をもらいながら大学に入学することはめつたにないに思ふのですが、防衛庁は別ですか。

○増田国務大臣 自衛官の身分を持って学校に行くことも、けつこうなことだと思つております。

○淡谷委員 一番最後のことは、どうも言語明断な長官に似合はず、だいたいまいでした、はつきり言つてください。

○増田国務大臣 自衛官として修行するために、けつこうなことだと思つております。

○淡谷委員 それでは防衛庁は、自衛官が学校に入りたいたときは、いつでも学校にやつてくれるのですか。本人の希望があれば、大学に入れば何人でも学校にやるのですか。

○増田国務大臣 防衛庁の方針として、自衛官を他の学校に入学させて研修せしめるわけでございます。また、やたらに方々の学校にいつていいというわけではありません。

○淡谷委員 それでは長官、この百九人は全部自衛隊のほうから派遣して学校で勉強しているのだ

というふうにとつてよろしうございすね。自衛隊のほうから派遣しているのだと……。

○増田国務大臣 さようでございます。

○淡谷委員 そこで、百九人の内訳をひとつお聞きしたい。どの学校に何名。これは長官でなくよろしい。

○中井政府委員 東北大学二十九名、東京工業大学二名、東京医科大学一名、千葉大学一名、静岡大学一名、名古屋大学九名、金沢大学一名、京都大学十四名、大阪大学十八名、鳥取大学一名、九州大学十一名、札幌医科大学二名、東京都立大学六名、大阪府立大学七名、大阪市立大学一名、早稲田大学一名、慶応大学三名、東京医科大学一名でございます。

○淡谷委員 長官はたいへんけっこうなこととおっしゃいますが、国民としては、ただ大学へ入るために自衛隊に入ったわけじゃない、私はそう思っていないと思うのです。ですから、少なくとも百九名という自衛隊が大学に派遣されたならば、何らかの任務、何らかの自衛隊のための目的を持って入つておられると思いますが、一体これらの諸君はどういう任務を持って学校へ入つておられるか、お聞かせを願いたいと思ひます。

○中井政府委員 自衛隊の新しい装備等の、これから先いろいろと運用するにしましても、研究をいたしますにつきましても、一般大学の普通の学生の課程を終了している程度では自衛隊としての任務を十分全うするところまでいかない一部業務がございすので、そういう業務を遂行いたしますために、より高度の知識あるいは研究能力を大学院の課程に通わして修業しておるものがございます。これから先も、必要なレベルの教育を一部の人にもちろんさしていくわけでございます。

○淡谷委員 これはあとでよろしうございすすが、派遣されておる方の名前とその目的をはっきりおっしゃっていただきたいと思ひます。

一体防衛大学というものは、どういう任務を持っておりますか。

○中井政府委員 防衛大学の本科課程は、幹部自衛官としての必要な教育を施しているものでございまして、研究科課程というのがございす。が、そこでは、いまの一般大学に行つてゐる人たちに近い修士課程に当たる二年間の教育を、基礎的な知識の向上あるいは研究能力の向上のためにしてあります。

○淡谷委員 それじゃ、結局防衛庁としては、防衛大学だけではとても間に合わないから、一般大学に派遣するのだというふうに理解してよろしいのですか。

○中井政府委員 防衛大学校は、現在まだその各講座を建設している途中でございます。十分なところまでいってございせんのでその補助的な手段といひますか、必要な程度において一般大学にもお願いをしておるものでございす。

○淡谷委員 これは名目は一休どういふふうになつておるのです。はつきりした名目は……。

○中井政府委員 それぞれの身分を保持したまま普通の自衛隊の学校に入学を命ずるのと同じような形で、いついつからいついつまでどこそここのどういふ学校の課程で修業を命ずるというふうな形で、人事発令をして勉強しております。

○淡谷委員 それじゃ自衛隊としてはどういふ命令を出すのですか。学校へ行つてこいという命令を出すのですか。あるいは任務を付与して、これを勉強してこいというのを出すのですか。それを一休どこでできるのですか。一般家庭ではなかなか大学へやれない人もたくさんいるのだが、自衛隊に入つてどんだん学校へ自由に入ればこれはいいわけですから、隊としては一休どこが決定して、どういふ名目で、どういふ辞令を交付してやるのですか。

○中井政府委員 各学校で大学院の入学募集案内がございす。その募集案内に依つて、私のほう、自衛隊側のほうで必要な、たとえば電子工学であるとか、あるいは飛行工学であるとか、それぞれの一年間に必要とする人数というのを私のほうで調べまして、それぞれの学校を受験

をさせて、それぞれの学校で普通の入学試験を通つた者が入学を許可されて、私のほうでは命令をしてそこで修業をさせておる、こういう形でございす。

○淡谷委員 学校側としては、別に自衛隊のほうで自衛官をやるからというふうなことはないのしょうね。ただ一般の学生と同じように入試をやる、及第した者は入れるのだというふうな形になるでしうね。自衛官だということをばつきり名のつてやつておるのですか。

○中井政府委員 おそらく学校側のほうでは御存じになつてゐるだらうと思ひますけれども、試験としては競争試験でやつております。したがつて、大学によつては自衛官であるがゆえにといひますか、職を持つてゐる者については入学試験を受けさせないというふうな学校もございすので、そういうところにはもちろん行けないわけでございます。

○淡谷委員 そういう実例はありますか。

○中井政府委員 私の聞いておるところでは、東京大学の各学部におきましては、大学院の普通の学生としての受験資格を与えられていない。与えられていないといひますか、受験することを拒否されてゐるといひますか、よくわかりませんけれども、とにかく向こうのほうで願書を受け付けてくれないという形になつてゐるというふう聞いております。

○淡谷委員 履歴書には自衛官という身分をはつきり書いてゐるのですか、入学試験の場合の。

○中井政府委員 書いてゐると思ひます。

○淡谷委員 本人がかつていくならばそれでいいのですが、自衛隊が学校にやつてゐるのではありませんか。本人が入るのじゃなくて、これこれの任務を持つて自衛隊の費用でこれを勉強してこいといつて学校へやるのでしう。そうならば、何か学校との間に話し合ひもあつていいし、履歴書なども、これを記載しろといふことを指令してもいいのじゃないですか、何かいふだけはやりすけれども、思ひますか、それでしうといふの

では、自衛隊が派遣するの、本人の希望でいくのか、はつきりわからないじゃないですか。どうですか。

○中井政府委員 普通よく大学院の場合には、事実問題としては、その教室の先生と一番近い同じようなことをやつておるものが防大の教授にたくさんいらつしやいますので、その人たちがお互いに連絡をとりながらやつてゐるというふうには聞いておりますが、形式的には、おそろく、職業の欄があれば、その職業欄には自衛官といふことを書いて出していると思ひます。が、そういう欄がなければ書かないだらうと思ひます。

○淡谷委員 あなた、自衛隊で一体何をやつてゐるのしょう。教育のことをあなたやつてゐるのしょう。人ごとみたいな話するんじゃない。だらうと思ひますとか、中に欄があれば記入すると思ひますとか、そんな無責任な話ありますか。

○中井政府委員 職業欄に記入しております。

○淡谷委員 はつきり記入してゐるのしょう。それでは、自衛隊と全部書いてゐるのしょう。自衛官とは書いてゐるのしょうね。正式の自衛官の身分を持つて、俸給を受けてゐるのしょう。したがつて、もし自衛官といふ身分を隠して、書いてないといふれば、誤つた、偽つた履歴書になりますね。

○中井政府委員 私、願書の形式そのものを見ておりませんので、私が自信を持つて言わないといふことをおしかりを受けてゐるのだと思ひますけれども、自衛官といふことは、相手の先生方は御存じであるといふふうには認識しております。

○淡谷委員 長官は、これはたいへんけっこうなことだと言つております。けっこうなことではないのですが、自衛官として入学させるならさせるように、もつとはつきりした姿をとるべきじゃないですか。何だかもややつとして入つてゐる。教育局長も、だらうと思つるか、私見ておりませんとかという答弁です。これでは、長官の言つてゐるやうに行なわれません。私は、増田長官は短期

味がないのですよ。

○増田国務大臣 さつき政府委員が二名と言ったのは、欧米諸国へ出張命令といったことで長期出張をする場合があります。その二名がサクラメントとペーヨンだということで、三カ月とか四カ月行くのは、またあとで答えるつもりだったと思います。

そこで私が答えたいんですが、ナイキ、ホークの練習には、アメリカに数百名行っており、数百名と大ざっぱなことを言うのは、やはり国務大臣、防衛庁長官で、数字のこまかい点はまた政府委員から説明させますが、これは練習に行きまして、場所がないものですから、あのネバダ州といったような一日汽車に乗っても砂漠が続いていそというようなところに行つて練習をさせてもらつておるわけでございます。

それから今度はナイキとホーク——ナイキはジャックスともう一つのナイキをつくりますから、やはりそのナイキの操作のしかた等は、向こうに行つて相当期間ないことにはできない。向こうに行つて演習するというのは、ちよつと日本流の考えでは二週間か三週間ぐらいだと思いますが、少し機械の操作なんか——やはりほかの自衛官の生徒に自衛官の先生が教えるわけでありまして、その自衛官の先生になるには、二年なんということは長期でありますから、先ほど答えた二人だけで、サクラメントというところとペーヨンというところ二年ずつおるということを局長が正式に言つておられますから、あとのほうは三カ月か四カ月ではないかと、しろうと考へには思いますが、すぐに答へる、すぐに答へると思つてしまつて、なかなかほかがいけない。追及はあまり急でなくて、やはりわれわれも一生懸命ですから、そこで、だめじゃないかということではなく、即問即答ということをしはばく御猶予願えれば、非常に幸いです。

○淡谷委員 防衛庁長官、それではゆつくり聞きましよう。

長官の部下を思う涙ぐましい思いやりには、心から敬服します。それは非常にいいのですが、私の質問を少しきみ分けて聞いていただくと、そういうことではないかと思つて、定員を改める法律ですから、やはり現在の定員がどうなつておるかというところはつきりと確かめておく義務を感じます。留学というのは、二カ月、三カ月というのを留学と言います。留学は、三十九年度は百三十一名、四十年度は百二十九名、四十一年度は百三十一名という数字が出ておるのです。それがアメリカに二人とも行つておるのはおかしい。留学はいつからいつまで、どうなつておるかということをし少し休憩してもかまいませんから、間違ひのないようにゆつくりお答え願ひたい。

○中井政府委員 先ほどお尋ねのナイキについては、四十二年度アメリカで教育を受けようとする者は、十五名でございます。ホークのほうは二十八名でございます。

○淡谷委員 それでは四十一年度のナイキ、ホークの集団訓練の六百三名は、いつ行つて、いつ帰つてきたのか、ゆつくりでよろしゅうございませう。

○中井政府委員 昨年第二次のホークで集団留学した者の帰つてまいりましたのは、四十一年の十二月でございます。

○淡谷委員 行つたのはいつですか。

○中井政府委員 三十九年の十二月からでございます。

○淡谷委員 長官、お聞き願ひます。あなたは、二カ月か三カ月だらうとおっしゃいましたけれども、あなたの優秀な部下は、二年留学をいま答へています。これはおかしいですよ。

○中井政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、これから編成する予定になつておりますホーク部隊の集団留学で行つてきたものでございませう。これが三十九年の十二月から順次派遣をされて、四十一年の十二月に帰つてきたということでございます。

○淡谷委員 そこで長官、あなたはゆつくり質問

しろと言ひから、いまでもゆつくり私は質問しておるのですが、結局やはり答弁ができないじやないですか。どうも答弁のほうが悪いらしい。

〔休憩、休憩〕と呼び、その他発言する者多し。

○関谷委員長 静粛に願ひます。

○中井政府委員 私、いま長官の御答弁のとおりでございまして、集団留学と言われましたので、一番初めにいきだした基幹要員の一人から始めて、一番最後に総員そろつて帰つてきたときまでの期間を申し上げましたので非常に長くなりましたが、実際に部隊としての訓練として参りましたものは、そんなに長いわけではございませんで、ごく半年以内のことでございます。初めの基幹要員になる者が、非常に早く出かけて、非常にむづかしい技術的なことの教育を受けて、そのうちのオペレーターのように、発射を受けることをやるような人たちは、あとのほうから出かけて、半年以内の訓練を受けて、最後にみなそろつて帰つてきたというのが、部隊の建設の手順に合つた教育訓練なのでございませう。

○淡谷委員 ますますわからぬですな。少なくとも、長期と言わなくしても、数カ月を要する出張には、出張の結果もあるはずでしょう。三十九年から四十一年には、何名がいつ出発して、何名がいつ帰つてきて、続いて何名がいつ出発したかということの詳細にゆつくりでよろしいですから、御答弁ください。旅費勘定に困るじやないですか、つかみ金みたいに……。

○中井政府委員 いまから書類を持った者が参りますので、よろしく願ひいたします。

○淡谷委員 お待ちします。

○増田国務大臣 私の知つてゐる範囲のことをお答えいたします。やはりそう長くはございせん。要するにナイキジャックスとホークとを発射する訓練のために、日本は場所が狭いし、基地等もなかなか貸与されない状況でございますから、そこであまり害のない広大な砂漠があるアメリカへ行つて撃つわけでございます。そこで、その取

り扱い等は、先生になる者と生徒になる自衛官があるわけでございます。そこは教育局長が分けて言つております。先生になる自衛官と生徒として発射だけできる自衛官、先生になる自衛官は比較的長く行つておる、生徒になるほうは、ただ発射訓練だけしてゐるから比較的短い、要するに半年以内である。それから現在は十名ばかり練習に行つてゐるようでございませう。政治家としての淡谷さんが政治家としての増田甲子七からお聞きになつたいといふことは、現在十名おるといふことで、そのところがやはり要点じゃないでしょうか。いま練習のために十名行つてゐるようでございませう。いままで行つた数をあげると言へば、第一は、ナイキの練習のために昭和三十六年五月から十月に順次派遣しまして、一番長い人が半年でございまして三百三十九名、第二のナイキの撃ち方それから操作のしかたを勉強に行つたのが、昭和三十一年一月から昭和四十一年十二月、これは二年間にわたるようでございませうが、順次半年ばかりづつ行つておるわけでございます。二年行つてゐるわけではないのでございませう。これはもう帰つてきてしまつた。第一次のホークの操作並びに射撃等の練習に参りました。必ずしも教わるばかりが能じゃないのでありまして、場所が広いからそこでやれるというわけでございます。それが三百二十七名でございまして、昭和三十八年五月から始まりまして、三十九年十一月に終わつた。その期間はおおむね六カ月以内でございませう。何も先ほど申したことにはこだわらなかつた二名でございませうから、その二名ということを教育局長が申したのでございませう。

それから第二次のホークの運営、また勉強、それから発射訓練等に三百二十七名、昭和三十一年十二月に参りまして、昭和四十一年、昨年の十二月に帰つてまいりまして、いまのところは十名ばかり残つてゐる。十名残つてゐるといふ点、これが政治家淡谷さんが政治家増田からお聞きになつたい要点じゃないかと私は思ひます。

それからその次に、ナイキハークリーズといふものは、今度新しいものでございまして、これはいづれライセンスは参りましようが、撃ち方その他のことは、これから場所のあるところに行つて練習してはなりません。日本ではこれを生産いたしません。非核弾頭に生産することは、石橋委員にもたびたびお答えをいたしました。生産もいたしません。それからランチャー、発射装置等も、日本で非核用に生産するわけでございまして、しかしながら、これは撃つてみるというところは、百三十キロも行くのですから、日本で撃たれる練習をされたところは、非常に迷惑を感じる。これは政治家淡谷さんが、やはり御納得がいくのじゃないか。そこでネバダあたりに行つて練習させてもらうというわけでございまして、将来も相当必要であるというのを、私は将来まで加えて言っております。しかしながら、これは第三次防の範囲内でございまして、まだ急にはそういうことではないわけでございまして。

○淡谷委員 いま長官の概論は承りました。その概論だけでは、数字の解説はつきません。いま各論に入るそうですから、私も各論を聞いてからまた質問いたします。どうもこれでは、長官のような数字では全然合いません。全然合いませんから、概論としては承っておきます。政治家の話で、どうせこれくらいのことですから……。

○中井政府委員 期間のことを尋ねられましたので、期間は、先ほどのナイキ、ホークの最初の基幹要員のよう非常に長い期間を行つてゐる者もありますけれども、通常は先ほど大臣が言われましたように、とにかく半年くらいというのが一番多い数でございまして。その留学というところでございまして、百三十一名で、ナイキ、ホークの集団留学——先ほどの留学といひますのは、ナイキ、ホークでないようなものでございまして、ナイキ、ホークの集団訓練で、年次射撃とそれから先ほどの基幹要員を含めて留学をしてきた者が六百三名、それからそのほかに、先ほど二名のことを申し上げました人数を含めたものが、視察であ

るということで四十一名、こういうことになつております。

○淡谷委員 そんなことは、私の書類を見てわかつたのでしよう。聞いているのはそうじゃないのです。結局、たとえばあなた方が出張旅費を払う場合に、何人がいつからいつまで行つたのだというのを明確にしておかなければならないでしょう。あなたのほうから出しておる書類ですからね、読めばそのとおりです。いまあなたのほうへ持つていったのだから、そうじゃなく、この数字がどういふふうな構成になつてゐるのか。たとえばナイキ、ホークの集団訓練にしましても、四百五十五名というのは、三十九年度は何月から何日間、行つたのは何人、帰つたのはいつ、これくらいの調査ができるのは、あたりまえでしょう。それさえもできないというのであれば、私もそれはいづれ証を調べてみなければならぬ。『決算委員会だ』と呼ぶ者あり。これは決算委員会でもやりますよ。委員長は幸いに決算委員長の体験ある堂々たる委員長ですから、こういう答弁の間にびんとおきてゐるでしょう。それを聞きたいのですよ。これを読むなら、私も読む。

〔発言する者あり〕

○関谷委員長 静粛に願います。

〔理事會を開け』と呼びその他発言する者あり〕

○関谷委員長 担当課長が書類を持って向こうを出ておりますので、しばらくお待ちを願います。

○中井政府委員 ホークでございまして、ホークの部隊につきましては、四十年の十月三日から九日まで七十名、それから四十年の十一月二十八日から十二月四日まで七十名、合計百四十名、それから四十一年度は十月三十日から十一月六日まで七十四名、四十一年度の十一月六日から十一月十三日まで七十四名、これが年次射撃に行つてゐる数字でございまして。

○淡谷委員 まるで合わないじゃないですか。あなたはいま、四十年度百四十名という計数を出しましたね。七百三十六名でしよう。それから、その

のあとには百四十八名というのは、六百三名でしよう。ますます合わないじゃないですか。

○中井政府委員 ナイキの四十一年度の年次射撃の出張でございまして、十月十六日から十月二十三日まで九十名、十月三十日から十一月六日まで九十名、四十二年の一月二十二日から一月二十九日まで八十九名、四十二年二月十九日から二月二十六日まで九十名、四十一年度は三百五十九名、これがナイキの年次射撃に参つた者の数でございまして。

○淡谷委員 まるで合わないじゃないですか。七百三十六名です。四十年は、四十一年度は六百三名です。てんであなたの報告は合わないです。

○中井政府委員 年次射撃の中で、ホークは集団留学で九十六名でございまして。

○淡谷委員 これは委員長お聞きのとおり、てんで幾らやっても混乱するばかりなんです。これはよその資料じゃないんです。こつちの資料も防衛庁、いまの説明も防衛庁、それがてんで合わない。これはもつと責任のあるはつきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

〔休憩しろ』と呼び、その他発言する者あり〕

○関谷委員長 御静粛に願います。

○中井政府委員 ただいま申し上げましたように、ホークの集団留学で九十六名、それからナイキの年次射撃で三百五十九名、それからホークの年次射撃で百四十八名で、四十一年度にアメリカに参りましたナイキ、ホークの集団訓練という数、六百三名でございまして。

○淡谷委員 それで、旅費は幾ら払つております。

○大村政府委員 ただいま手元に四十一年度がございまして申し上げますと、ホークの關係は二千二百三十三万一千円でございまして。それからナイキの關係は七百七十九万四千円でございまして。

○淡谷委員 ホークのほうは一人当たりどれくらいですか。それからナイキは一人平均どれくらいですか。

○大村政府委員 計算いたしますから、お待ちください。

○淡谷委員 第一回の数字と第二回の数字は、全然別ないまの答弁です。第二回のほうは、どうか数字を合せているんです。だから、これはやはりはつきり旅費の支払いのほうで人数を確めたわけでは。

○中井政府委員 四十年度のナイキ、ホーク集団訓練の数字を申し上げます。ホークが二百十四名の集団留学、それからナイキが二百二名の集団留学、それからナイキの年次射撃が百八十名、ホークの年次射撃が百四十名、これを合せて七百三十六名でございまして。

○増田國務大臣 そこで淡谷さんに……。いま教育局長の申し上げた線で、淡谷さんの持つていらつしやる線、すなわち昭和四十年度のナイキ、ホークの集団訓練の七百三十六名という数字は合つたわけではございません。それから昭和四十一年の六百三名という数字も合つたわけではございません。それで、留学という線は、まだ教育局長申し上げてございせんが、これは、実はいま正直に申し上げますが、内局に通知がないのでございまして、幕僚監部等から数字を集めて、これは総計だけ出してございまして、この一番数字の大きい七百三十六名と、昭和四十一年度における六百三名とは、いま具体的にどこに何向こうにおつた期間等から申し上げましたから、御了承を得たものと思ひますが、あとの件は資料を幕僚監部にいま申しつきましたから、これからこの百三十一名、それぞれこれは幕僚監部が命令を出すものですから、そこで内局では必ずしもこの数字はどこかにだれがどこに行つてどうというとはございせんが、資料はこまかにすみやかに提出いたしますから、どうぞ御了解の上、ほかの質問のほうへ御進行願ひたい、こう思う次第でございまして。よろしくお願ひいたします。

○淡谷委員 せっかくの長官の御丁寧なお話でございまして、私は納得しておりません。納得するためには、長官がさつき答えたことはでたらめで

あったという説明がほしい。長官が言った答弁、全然合っておりません、だれが教えたか知りませんが、それから教育局長が言ったことも、二回にわたって、これはでたらめです。これは数字を合わせようと思えば合いますよ。しかし、問題は、きよりの委員会は定員に関する法律の委員会なんです。定員に関する委員会だ、定員の構成は、出張旅費その他で全然合わなかったら、意味ないじゃないですか。私は納得いきません。まず、さっきお話ししましたこの出張旅費やその他の明細な御答弁が願いたいのが一つ。それからさっき長官がシビリアンコントロールを強調したばかりです、ついさっき。それが幕僚が出張命令出したんだから私はわからぬじゃ、答弁にならぬです。これはシビリアンコントロールがこわれております。私は、どうしてもいまの段階では納得できません。

○増田国務大臣 私、先ほどやはり資料に基づいて言っておるのでございまして、想像に基づいてでたらめは申しでないであります。これは縦割りに割ってみると、先ほど申しました第一次ホーク、第二次ホーク、第一次ナイキ、第二次ナイキということになりました。昭和三十六年のこととお答えいたしております。そこで教育局長は昭和四十年、四十一年のこととお答えいたしておりますから、こちらは昭和三十六年のことまで正直にお答えいたしておる。この一生懸命なありさまというものを、どうぞおくり取り願いたいと思ひます。

○淡谷委員 一生懸命になつても、間違ひは間違ひです。第一、長官の答弁は、私の質問に答える答弁じゃなくて、かつてな答弁をしております。私は三十六年など聞いていない。肝心なめの三十九年、四十年はみな違つてゐる。いまの報告と合わないんですよ。長官、落ちついて考えてください。長官はそういうことをお考えにならぬでよろしい。これは教育局長でなくさん、正確な答弁をやはり待ちましょう。

○増田国務大臣 これに書いてございましており

のことを言っております。第二次ホークの三百三十七名を加えて、そこで昭和四十年が七百三十三名になるわけでございます。七百三十三名という数字を言わないといけないということになるかも知れませんが、その内訳のほうをこまかに申したようなわけで、結局加えますと、昭和四十年度の一番海外に派遣したうちで大きい部類、集団留学、年次射撃等は、昭和四十年度は七百三十六名になりますが、その中の第二次ホークというのが三百二十七名であります。これは七百三十六名の構成部分でございます。それから六百三十三名の構成部分でございます。これは教育局長が申し上げたとおりでございます。そこで、昭和四十二年の現時点においては、アメリカに十名おるといふことも、先ほど申しました。あとは、これからの話はまたお尋ねがあればお答えいたしますが、毎年ナイキとホークの射撃練習には若干行っております。そうして射撃練習は、いま教育局長がお答えいたしましたとおり、約一週間しかないのです。往復で二月、三月かかるものを、それを留学とかなるとか長期にわたるとか言われても、アメリカと日本とは非常に遠いのですから、やっぱりこれは時間がかかりますが、向こうにおるのは、射撃練習は一週間だけでござい

○淡谷委員 これは一生懸命ですけれども、長官があまりそう主張しますと、もう一ぺんきょうの速記録を持たなきゃだめなんです。さっきの数字といまの数字、違つてゐるのですから、最後の数字と。だから、予算のほうも、支払った旅費のほうも、いま答弁を出すのですから、あまりせかずに待ちましょう。

○中井政府委員 私が説明が悪くて申しわけありませんが、こういうことでございまして。いまの第一次ホーク、第二次ホークで行つております大臣のお答えになりました三百二十七名というのは、それでお話を申し上げましたように、基幹要員が、初めに第一次ホークの場合には、昭和三十八年の五月から順次派遣をされまして、三十九年の

八月だったと思いますが、ほとんどの者が参りまして、三十九年の十一月に終了をして、三百二十七名の総員が帰つてきた。そうしてその人たちの年次射撃訓練というものが、第一次ホークで編成を終わった人たちの年次射撃の訓練に、先ほど四十年の十月、十一月にかけまして四百四十名、四十年の十月から十一月にかけまして四百四十名が行つたわけでございます。それから第二次ホークの部隊のほうは、三十九年の十二月から基幹要員が参りまして、それが四十年の十二月に三百二十七名が総員帰つてきて、この者につきましては、第二次ホークにつきましては、四十一年度は、年次射撃は部隊の編成のときにアメリカで年次射撃をやつてまいりましたので、本国、日本へ帰りましてからは、現在編成の準備をしておりまして、ことしの秋に年次射撃に参ることになる、こういうことでござい

○淡谷委員 そうすると、また数字が合わなくなつてすね。さっきの答弁とまた違つてきてゐるんです。少し落ちついて整理したらどうですか、こつちも同じことを聞くのはいやですから。

○中井政府委員 ただいま申し上げましたのは、この数字のほうでいきますと、二年にまたがって行つた場合には、出発時に入れてありますので、若干ずつあるいは違つてゐるということがあるかと思ひますので、後ほど整理をさせていただきます、こう考えております。

○淡谷委員 いまは定員に関する法律を審議してゐるのですよ。あとからでは間に合わないのですよ。どうもいまのような答弁じゃ、納得いきません。

〔発言する者あり〕

○閣下委員 御静謐に願ひます。

○増田国務大臣 いま教育局長が数字が間違つてゐるかも知れませんがと言つたのは、これこそは修正を要するのでございまして、先ほど六百三十三名の構成部分といふことは、これこれ六百三十三名になるということを教育局長が申しました。それから七百三十六名の構成内容も、教育局長が明確に

申して合計七百三十六名になるということをお願いしたので、淡谷さんがわからぬ、わからぬというだけおっしゃつても、私は困るのですよ。私のほうでは、七百三十六名の構成内容として第二次ホークが三百二十七名入つてゐる、これは別にでたためを言った数字じゃございせん、ここに数字もございまして、そこで、要するに七百三十六名というあなたのお持ちの数字、その数字の構成内容は、いま教育局長が申したとおりでございます。これは昭和四十年度、昭和四十一年度の六百三名も、構成内容が三つございまして、何月の幾日から幾日にわたるものが百何十名、幾日から幾日にわたるものが二百何十名といふことで、合計で六百三名になるということをおあなたにいま答弁申し上げたとおりでございます。要するに七百三十六名、昭和四十年度は、内容は明確になっております。四十一年の六百三名も、内容は明確になっております。そこで、私がもっと明確に、自分も明確にいたしたい、それからあなたにも明確にして差し上げなくてはならぬと思ひます、留学の百二十九名、昭和四十一年度の留学の百三十一名、三十九年度の四百五十五名、これらのものの内容等を、どこへ何年くらい行つてゐるか……（淡谷委員「そんなことを聞いていない」と呼ぶ）発言中でございます。何年くらい行つてゐるかといふことを勉強して、これから……。

○淡谷委員 こつちで質問してゐることを答弁しない。肝心のことに答えない。自分一人で納得してゐる。私は質疑してゐるのです。質問してから答弁してください。

○増田国務大臣 私は答弁してゐる。それはあとのことはあとから調べてお答えいたします。

○淡谷委員 私はそんなことは聞いておりません。

○増田国務大臣 それでしたら、答弁はいたしません。

○淡谷委員 こつちで納得しないことを答弁してどうするのですか。長官、氣をつけなさい、少し。

〔発言する者多し〕

○關谷委員長 御静粛に願います。

〔休憩、休憩と呼び、その他発言する者多し〕

○關谷委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後五時十分休憩

午後六時三十九分開議

○關谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 休憩中にいろいろお調べを願いました、米國へ行っているナイキ、ホークの集團訓練の三十九年、四十年、四十一年度の四百五十五、七百三十六、六百三というこの集團留学、年次射撃の要員について、内容の説明をできるだけ詳しくお願いいたします。

○中井政府委員 三十九年度ホークの集團留学百六十七名でございます。これは三十九年の九月までに出発をいたしました、その年に帰ってまいりました者が百五十名でございます。残りの十七名は十二月以降に出発をして、四十一年の十二月に帰国をしております。ナイキの集團留学が百十九名、ナイキの年次射撃が百六十九名、合わせて四百五十五名でございます。四十年度第二次ホークの集團留学が二百十四名、この者は四十年度中に

出発をして、帰りましたのは四十一年の十二月でございます。ナイキの集團留学は二百二名でございます。ほかにホークの年次射撃が百四十名、ナイキの年次射撃が百八十名、合計七百三十六名でございます。四十一年度ホークの集團留学が九十六名、ナイキの年次射撃が三百五十九名、ホークの年次射撃が百四十八名で、六百三名でございます。なお、前に御説明をいたしました第二次ホークの三百二十七名の、三十九年の十二月から四十一年の十二月まで出張しておりましては、出発の年次で申し上げますと、三十九年度に十七名、四十年度に二百十四名、四十一年度が九十六名、

合計三百二十七名、これが先ほど第二次ホークとして三百二十七名と申し上げた者の出発の年度でございます。

なお、年次射撃はホーク、ナイキいずれも約一週間という短い期間渡米しておりますが、集團留学というほうは、先ほど御説明申し上げましたとおり、かなりの年度を越す長き出張をしておりますので、出張命令の出ました年度に集計をさせていただきます。いろいろお調べを願います。

○淡谷委員 長官、いまお聞きのとおりのような答弁ですが、長官はさつき、まあせいぜい一カ月か二カ月というお話をされましたが、実際は多人数、かなり長期の留学がなされております。長官、前の御答弁取り消しますか。

○増田国務大臣 修正いたします。

○淡谷委員 相当長い間の留学をしている人が多いのですが、現在は、新しい年度では、この關係の米國におる人は一人もいないという確認をしております。よろしゅうございますか。

○中井政府委員 先ほど申し上げました四百五十五名、七百三十六名、六百三名と申し上げたものは、一人も米國に残っておりません。

○淡谷委員 ほかにあなたの方のほうの資料で見ますと、留学は三十九年度で百五十五名、四十年度が百二十九名、四十一年度は百三十一名としてある。この内容を詳しく御説明願いたい。

○中井政府委員 米國の陸軍、海軍、空軍の術科關係の学校に主として行っております。三十九年度は陸上自衛隊が十五名、海上自衛隊が七十八名、航空自衛隊が二十二名でございます。四十年度は、陸上自衛隊が二十五名、海上自衛隊が六十二名、航空自衛隊が四十二名、合わせて百二十九名。四十一年度が、陸上自衛隊六十三名、海上自衛隊二十二名、航空自衛隊四十六名、合計百三十一名でございます。

○淡谷委員 この留学しておる人がいつ出発して、いつ帰ったのか、御報告願いたい。

○中井政府委員 後ほど資料として提出させていただきますかと思っております。

○淡谷委員 いま答えていただきたいのです。少なくとも定員法を審議している委員会です。出張した人の出発の日と帰った日ぐらひは、ちょっと見ればわかるじゃないですか。あとまで待つ必要はないでしょう。すぐ出してもらいたい。

○増田国務大臣 淡谷さんの御質問、まことにどうもありがとうございます。そこで、いますぐ出すべきではございませんが、やはり資料収集に相当時間がかかっていますから、しばらく非常に恐縮でございますが、すみやかに提出いたしますから、いますぐという点は御容赦をいただければ幸いです。

○淡谷委員 それはおかしいですね。こまかい金の勘定でもしてもらわなければならぬけれども、これくらいの人数の人がアメリカまで出張して、その出発の日と帰ってきた日がわからぬということが一体あります。これじゃ全く乱脈ですよ。しばらく待てというのは、どのくらい待てばいいのです。

○増田国務大臣 明日の午後までには提出いたします。

○淡谷委員 それでは明日の午後まで質問を保留してよろしいですか。

○増田国務大臣 そのときまでに資料をととのえるわけでございますし、きょうはちょうど幕僚監部も帰っておりますし、でございますから、その点どうぞ御容赦を願います。ひたすらお願いいたしておる次第でございます。

○淡谷委員 しかし、資料なしで審議しろというのは無理です。資料が出るまで待ちます。

○増田国務大臣 御要望はごもっともだと思えます。ただ、しかしながら、出張命令簿等を取り調べる関係もございまして、きょうはもう役所もひけております。そこで、明日の午後と申しましたが、なかなかそこまでのいきなりでございまして、最善を尽くして部局を督促いたしました。資料を提出いたしますから、どうぞその点を御容赦をいただきたいと思います。これを切に懇請申し上げる次第でございます。

○淡谷委員 長官のその気持ちはわかりますがね。私はやっぱり増田長官のときに、防衛庁の経理をちゃんとやってもらいたい。一体、防衛庁に出張簿があるのですか、ないのですか。出張簿があったら、これだけくらの人数は簿冊一冊あればわかるのです。しかも、いま定員法で、国会議員の皆さんが晩めしを食べないで審議しているのです。シビリアンコントロールを徹底するならば、幕僚を呼びなさい。關係があるのです、議員が一生懸命やっている場合、さつきといふことなくして。要求された資料も出せない。そんなこととて一体定員に関する法案の審議ができますか。出せなければやっぱり私は保留します。

○増田国務大臣 重ねての御発言、非常にごもっともでございます。

そこで私は、内局のみならず、幕僚部に対しまして、文官の監督というものは徹底する所存でやっております。ただ、しかしながら、出張命令簿等は、それぞれの部局で保管しておるものでございまして、その部局を督促いたしまして、そうしてありのままをお答えいたします。幕僚の首脳部はいま防衛庁におりますけれども、係官がちょうど退庁時刻でございます。本日のところは整備できませんから、しばらく御容赦を願います。その次の御質問に移りくだされば幸甚の至りでございますから、どうぞその点の御寛大なる御高配をくれぐれもいただくよう懇請申し上げます。

○淡谷委員 私は、さつきからの質問で感ずるのですが、答弁が実にでたらめなんです。アメリカに残っている人が二人と言いかと思えば、すぐ十人だと言います。さつき休憩中話したときは十二人と言います。今度四人と言っているのです。人の問題ですよ。一人でも行くえ不明になったら大騒ぎでしょう。それを的確に把握できないような状態で審議が進められますか。出張簿なんというものは、秘密なものじゃないです。それさえ提示できないような防衛庁であるならば、私は最大に妥協してこの問題だけは保留します。こ

の問題を保留してあしたやる限りは、あとは進みません。これを委員長、お計らい願いたい。

○**關谷委員長** 淡谷委員に申し上げますが、事務の問題で、そういうふうな詳細のこの資料はあとから提出すること、質問を進めていただいてはどうですか。

○**淡谷委員** そうはいかないのです。いまも言いましたが、人間の数の問題です。一人だっておろそかにできないでしょう。現在アメリカにいる四人というものの根拠は、どうしてもいまの資料がなければわからないのです。これは防衛庁の長官も、大事な部下のことですから、四人がどうしているかというのを明らかにしなければ、今後の統制はできないと思うのです。私はこれは断じて妥協できません。

○**中井政府委員** ただいまの四人でございましたら、ナイキの補充員教育のために幹部が一名、四十二年の三月から出張しております。出張命令が出ておりますのは四十三年の三月まででございます。それから曹が三名、四十一年の十月に出張を命ぜられまして、帰国は四十三年の三月ということ、アメリカの防空学校に行っております。

○**淡谷委員** それくらいわかっているじゃないですか。それならあとのほうもわからぬことはないでしょう。その四名がわかっておつてあとの人はどうしてわからぬか。その辺がどうも私はおかしい。

○**關谷委員長** 教育局長が淡谷君にちょっとお話ししたいというのですが……。

○**淡谷委員** じゃ、休憩しないですよ。委員会を開きながら話しておることもないでしょう。

○**増田國務大臣** 昭和三十九年度において百十五名留学生を出してゐる。昭和四十年において百二十九名留学生を出してゐる。昭和四十一年度において百三十一名留学生を出してゐる。これがどういうところへいつ幾日に行つていつ帰つてきたか。現在四名残つておるといふことは、淡谷さん御了解のとおりでございますし、この人数のこと

とも御了解でございます。

そこで、この昭和三十九年における百十五名、つまり三年前のものがいつ行つていつ帰つてきたか、昭和四十年、すなわち一昨年のものがいつ行つていつ帰つてきたか、昭和四十一年、すなわち昨年のものが百三十一名、いつ行つていつ帰つてきたかというところは、出張名簿等を見ないとわかりませんが、行く先は向こうのそれぞれの防空学校とか、ナイキハーキリーズとかあるいはアジャックスとかの関係のことを学びに行つておるわけでございます。ただいま四名おるといふのもそういう関係に残存しておるわけでございます。いま残存しておるの四名でございます。あと二名の者は前に申し上げましたが、都合六名ということになっております。

そこで、何ぶん過去のことでございますから、今後は厳重に、すぐでも資料を提出するようにも監督いたしますから、このたびはぜひ御容赦をいただければ幸甚この上ない次第でございます。

○**淡谷委員** これはおかしいことを聞きますね。いまの四名というのはこの数の中に入つてゐるのでしょうか。四名だけは、はつきり行つた日もわからない、帰る日もわからない。あと百名ちょっとぐらゐの出張がわからぬはずがないじゃないですか。百名ぐらゐの出張がわからないような状態で全軍の統率統制ができるとは私は思ひません。しかも、これがわからないと、その次の質問ができないのです。私、さつき旅費の精算の答弁を求めております。この答弁は滞在日数その他を参照しないとわからないです。旅費の精算できる限りは滞在日数がわかつてゐるはず。わからないはずがない。

○**關谷委員長** この際、暫時休憩いたします。

午後七時十分休憩

午後八時二十七分開議

○**關谷委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

す。質疑を続行いたします。淡谷悠蔵君。

○**淡谷委員** たいへん申しわけありませんけれども、米国の出張でもう一つ残つてゐるのがあるのです。それは一番最後の視察等というのがあります。三十九年二十三名、四十年は四十五名、四十一年は四十一名、これもひとつ御説明願ひたいと思ふのです。

○**突戸政府委員** 視察等と資料にございます数字でございますが、この内訳を申し上げますと、三十九年度は統幕で三名、陸上自衛隊で十名、海上自衛隊で二名、航空自衛隊で八名、こういう人たちの合計の数でございます。それから、次の四十年度の四十五でございますが、統幕で五、陸上自衛隊で九、海上自衛隊で十六、航空自衛隊十五、こういう内訳でございます。四十一年度の四十一は、統幕で二、陸上自衛隊で十二、海上自衛隊で十、航空自衛隊で十七、こういう数字でございます。これは先ほどの集團留学とかいうふうなのと違ひまして、いわゆる一般的な視察の出張でございます。まして、一般的な視察の意味でアメリカに出張した、こういう人たちの数字でございます。

○**淡谷委員** それなら大体の出発と帰つてきた時期はわかるのですか。

○**突戸政府委員** これはいわゆる一般的な視察でございます。まして、二週間とか三週間とか、あるいは長くて一カ月ぐらゐの出張でございます。この数字の人たちの、何月何日に出発して何月何日に帰つたというものは、もちろん記録はございますけれども、現在私の手元にはその一つ一つはございません。

○**淡谷委員** これも、さっきの資料同様、早急には出せないという資料ですか。

○**突戸政府委員** 個々の出張記録を調べる必要がございますので、直ちにはちょっと御要求の資料はできないかと思ひます。

○**淡谷委員** さっきの資料の件もありますから、これはあとで一括していろいろ御処置を願ふことにいたします。

そこで劈頭、私、お尋ねしましたときに、アメリカの出張は二名という線が出まして、それから休憩中いろいろ操作をしておる間に十二名が残り、あるいは十名だと言われ、四名だと言われたのですが、現在アメリカにいるのは何人が正しい数ですか。

○**中井政府委員** アメリカに行つております陸上自衛隊関係が十二名、それから海上自衛隊が六名、それから先ほどちょっと申し上げましたのは航空自衛隊の四名、合計学校関係で行つております者が二十二名、こういうことでございます。

○**淡谷委員** またすつかり変わつてしまつたね。完全に変わつてゐるじゃないですか。さっきは全部引き揚げたというのでした。そうして今度は数名いるじゃないですか。何を見て一体答弁してゐるのです。根拠のある答弁しない。

○**中井政府委員** 先ほど、三十九年度が百十五名、四十年度が百二十九名、四十一年度が百三十一名と、このように言つておりましたのは、留学の関係の人たちでございます。もちろんい言ひました数字は、四十二年度に入つてから出かけた人たちが入つております。

○**淡谷委員** さつきはどうして四名だと答えたのです。全然数が合わないじゃないですか。

○**中井政府委員** 先ほどは航空自衛隊の防空学校へ行つております者の四名を、たまたま手元に資料がございましたので申し上げたわけでございます。

○**淡谷委員** そんな答弁では承認できません。また変わるかもしれないですよ。たまたま手元にあったから四名。答弁に全然誠意がないじゃないですか。そんな答弁では了承できません。

○**中井政府委員** 先ほど残留がございまして申し上げましたのは、この表でございます。ナイキ、ホーク集團訓練と言つております四百五十五名、七百三十六名、六百三名、こういうふうな数字に出しておりますものの残留者がいないということ、申し上げたわけでございます。

○**淡谷委員** 長官も落ちついて聞けと言ひますか。

ら落ちついて聞きますが、一番最初に私聞いたのは、全然無拘束で、現在アメリカに何人おられますかと聞いたら、二名だと答えていたでしょう。それからしばらくして今度は十二名と言う、また十名だと言う、今度は四名、今度は何名になりました。人間です局長、人間がそうふたり減ったりして一体どうします。一人だつて大ごとだとさつき言っているじゃないですか。もっと正確な数字の根拠を示して御答弁願います。

○中井政府委員 私の説明の不行き届きでたいへん申しわけありません。初めの御質問の趣旨と、ただいまの御質問の趣旨が、どうも私のみ込みなままに御答弁をいたしましたので、たいへん申しわけないこととございますが、ナイキの関係の補充要員の教育ということの御質問を受けたつもりで、先ほどは防空学校へ行っておりまして四名といふことを申し上げたわけでございます。ただいまは、現在アメリカに行っている者が何人いるかという御質問でございますので、調査した結果を御報告したものでございます。

○淡谷委員 私の聞き方が悪いような御答弁ですが、それならあらためて申し上げますがね。一番最初に聞いたときは、ワクをはずして、どれでもいいから、一体自衛官はアメリカに何人いますかと言ったら、一名だの二名だのと言って、結局二名に落ちついたでしょう。これが聞き方が悪いのですか、伺いましょう。

○中井政府委員 二名というのは私が申し上げた数字でございますので、私から御説明申し上げますが、私が最初にお伺いしましたときに、駐在官の数字が出ましたので、それに類する長期の滞在の者というふうに私が誤解いたしましたして二名と申し上げた。その長期の駐在の者は二名でございますけれども、それ以外に教育訓練、研修等を行っている数字を私は含めなかった、こういうふうに御了解願えればけっこうだと思ひます。

○淡谷委員 あなたはそういう答弁をしますから、またこれは長官に聞かなければならないです。そういう答弁をしたから、長官は、あとはた

いて一カ月二カ月、短かいのでは何週間、こう言うのだ。調べてみれば何年というのがたぐさんいるじゃないか。長官、私はこれは意地が悪いようですが、自衛隊に対する国民の考え方というの、長官自身お信じになっているようなものじゃない。特に出張簿が見えないとか何とかいうので数が大幅に移動するようでは、これはから出張じゃないかという疑いさえ国民にはあるのです。その国民の疑いを晴らしたいから私はしつこく聞いている。さっぱり答弁ができないじゃないですか。私は何もナイキの訓練とか短期滞在とか言ったのじゃないですよ。現在アメリカにいるのは何人かと聞いている。ワクをはめていないのです。それがもう答弁のたびごとに数が変わっている。出張簿を出せと言えはわからない、出せないと言ひし、一体こんなでたらめな出張がありましか。それではいまの新しい数字について、根拠を明確に示してください。

○中井政府委員 私の調査の不行き届きで、たいへん申しわけございません。十分調査をいたしまして、すみやかに提出をさせていただくことにいたしました。後ほど即刻資料として提出させていただきますかと思ひます。

○淡谷委員 後ほど即刻というの、いつのことをさすのですか。

○中井政府委員 調査次第、提出させていただきます。

○淡谷委員 あなたはいま調査の結果を答えたのでしよう。これではどうも審議できませんね。

○中井政府委員 たいへんごめんどうをおかけして申しわけございません。いままでに私の手元でございます。先ほど申し上げました陸上自衛隊の十二名というものの、それから海上自衛隊の六名、航空自衛隊の四名というものはかにもまだあるかどうかは、まだ調査しておりますが、さしあたりいまの二十二名の……（発言する者あり）ことばの使い方が悪くて申しわけございませんが、二十二名につきましては、陸上自衛隊を歩兵学校に三名、それから航空学校に一名、通信学校に三

名、需品学校に一名、飛行学校に二名、幹部学校に二名、それから海上自衛隊は水中処分隊に二名、水路関係で一名、それからエーステーションに三名でございます。それから、先ほどの空の関係では、防空学校に三名ということでござい

○淡谷委員 いまの合計をひとつ話してください。

○中井政府委員 合計は二十二名でございます。

○淡谷委員 さつきはあなた四名というのをまことしやかに答弁しましたよ。いま聞いてみると、いま手元にあったから四名と言つてしまつたと言ひます。今度の場合、二十二名というのは、調査をするつていっても調査する段階でもないでしよう、事実あるんだから。ひとつ伺ひますが、この陸上自衛隊の十二名はいつ行つたんです。

○中井政府委員 古い者が四十一年の十一月、それから一番新しい人が四十二年の六月でござい

○淡谷委員 古い人は何名です。新しい人は何名か。

○中井政府委員 四十一年の十二月から行つております者が一名、それから四十二年の……。

〔発言する者多し〕

○淡谷委員 御静粛に願ひます。あまり皆さんが言つと、なおあがつてしまふから……。

○中井政府委員 四十一年が、行つております者が四名……。

○淡谷委員 これは委員長から注意してもらいたいのですが、これでは幾ら質問したつて、答弁のたびごとと変わつていくのですよ。これは朝まで聞いたつて合わない。たつたいま一名と言つて、今度四名、これではとてもむだな質問ですよ。どうするんです。

〔発言する者多し〕

○淡谷委員 御静粛に願ひます。

○増田国務大臣 ちよつと答へさせていただきます。ただいままで判明しておるものが二十二名でござ

います。それからあとの二名は、最初申し上げたことはこれは事実でございまして、約三年ばかりいろいろなFMSのためにおるわけでござい

○淡谷委員 これはサクラメントにおりますし、一つはアメリカの東海岸のペーヨンというところに長期駐在しておることは、あたかもアメリカにおける日本大使館に五名おる、それと同じような性質のものを二名、最初申せばよろしいと思つて、人事局長が申しわけでございます。それから、あとのほうでだんだんふえてまいりましたことは、非常に私は恐縮に存じております。そこで正確にはこれは各幕につきまして申さなくてはならないのでございまして、そこで……（各幕とは何だ）と呼ぶ者あり、各幕というのは陸幕、海幕、空幕、各幕につきまして調査をして申し上げてい

○中井政府委員 それから、この二十二名の内訳を申せ。昭和四十一年に出張した者というの、すぐ私が計算いたしましたら四名でござい

○淡谷委員 これは別に犯罪じゃないのですから、判明も捜査もないのです。出張した者をそのとおりに書いておけばわかることなんでしょう。

○増田国務大臣 書いてあるのです。

○淡谷委員 書いてあるものを読むために、二度も三度も長官に鉛筆までも出して計算させなければ出てこないというところは――十二という数字です。一体、生きた人間、十二の数がそんなに調査したり、判明したりするということがありませんか。

〔発言する者多し〕それじゃ、これは動かない御答弁ですね。動かない御答弁は、陸が十二名、海が六名、空が四名、これは動かないですね。

〔発言する者多し〕

○淡谷委員 御静粛に願ひます。

○増田国務大臣 そういうことではないのでございまして、実は年々留学というのが百二、三十名あるわけでございますから、いま教育局長が二十

二名とは言っておりますが、これはたゞいままで判明しておるという数字でございまして、おそろく出たり入ったりいたしております。出たり入たりいたしておりますから、一年通じておるといふのではないのではないでございまして、それは二、三カ月というのでもございまして、一年というのもあるわけではございまして、おおよそ現在幾らいるかということ、多少時間をかしていただきますと、私はもつとふえるかも知れない、ふえるかも知れぬけれども、おおよそ常識で考えることで、いま教育局長にもそういうことを申しつけたわけではございしますが、やはり一年に百二、三十名留学しておるのですから、私は、いまの時点で、二十二名というよりもプラスアルファがありはせぬかと良心的に考えた次第でございまして、別段犯罪捜査でも何でもありません、調査といつても捜査とは違ひわけでありまして、あなたのおっしゃる通りに一生懸命取り調べて――犯罪の捜査ではないのでありまして、内容を取り調べましてお答えいたしますから、しばらく御容赦を願いたいと思ひます。

○淡谷委員 いままで待つのですか長官。いつまで待たれるのですか。長官から御答弁があつても、すぐまた変わるかも知れない数字の御答弁では、待つたつてしょうがないでしょう。判明してからひとつ御答弁を願ひたい。待ちます。

○中井政府委員 昭和四十二年度の留学計画として、七十九名のものがアメリカに留学をすることになっております。十八名が四月から六月にかけて参りまして、残りのものがきょう以降逐次参ることになります。昨年度に行つております四名と合せて現在二十二名のものが留学としてアメリカに行つておるものでございまして、

○淡谷委員 私にはどうもますますわかりません。七十九名でしよう、今度は。さっきは二十二名とあなたのほうから言つておるでしよう。二十二名の内訳をいま聞いておるのですよ。ことしの計画はこれから聞きますよ。現在アメリカにいるものは一体何名ですかと私は聞いておる。

○中井政府委員 二十二名でございまして。

○淡谷委員 これはいつ行つて――さっきは四十一名の十一月に行つて四十二年の六月に帰つた。あなたは言つた。行つたのですか、帰つたのですか。一名と四名がまた変わつておるから、四十一名の十一月に行つたのは何名か。四十二年六月に行つたのは何名か、はつきり言つてもらひたい。

○中井政府委員 ただいまの御質問でございまして、四十一名の十一月から三月にかけて出かけたものが四名ございまして、そのものはまだ向こうに行つておまして、六月に帰つてきたと言つたつもりはございせんが、四十二年の六月までに、四十二年度に入りましてから十八名のものが米國に行つておる、こういうことであります。

○淡谷委員 混乱しないように、またはつきりゆつくり聞きますが、さっきの質問はこういうことだつたのです。あまり長くならぬからお忘れになつたでしようけれども、二十二名のうち十一名は陸上でしよう。そのうちの一名が四名に変わつて――一名のものが四十一名の十一月に行つたのだ。これが四名になつたら、あとの三名はやつぱりついでにやつたことになるのですか。一つずつ聞きます。

○中井政府委員 私、先ほど四十一名の十一月一名と言ひ始めて四十一年度集計したものですから、私の話の間違ひがどうも誤解を生んだということをお願い申し上げます。私の御答弁が悪くて誤解を生じて申しわけございませんが、四十一年度出かけたものは四名でございまして、現在四名のものがアメリカにおりまして、四十二年度に入りましてから十八名が出かけている。合計して二十二名現在留学しておる、こういうことでございまして。

○淡谷委員 御静謐に願ひます。

○淡谷委員 四十二年の六月だとすくこの間です。これははつきりおわかりでしようが、何という人が行つておるのです。その氏名は……。

○中井政府委員 名前は、現在私わかつておりま

せんので、後ほど御報告させていただきます。

○淡谷委員 それでは、あとからひとつ御報告願ひます。ついでに四十一名十一月に行つておる残りの四名の名前も伺ひたい。

海上の六名は一体いつ行つたのですか。

○中井政府委員 海上自衛隊の六名は四十二年の四月、五月、六月にかけてでございまして。

○淡谷委員 空軍が四名おつたでしよう。

○中井政府委員 航空自衛隊の四名は、四十二年三月で、四十一年度でございまして。

○淡谷委員 それと最初に聞きまして二名の関係は、どうなるのですか。明るいうちに二名聞きましてね。

○中井政府委員 いまの二十二名とは、最初に私が二名と答へました二名は全然別の数でございまして、最初の二名は、長期滞在している二名でございまして。

○淡谷委員 最初の二名は全然別なワケであつて、いま残つておるのは二十二名と確認してよろしいですね。これは長官の責任で確認してもらひたい、また変わつては困りますから。

○増田国務大臣 二十二名と、それから最初答弁いたしました大使館付の者と同様な長期滞在をいたす者が二名、合計いたしました、大使館付は五名でございまして、他の残余の者は二十四名でございまして。

○淡谷委員 ちょっと長官、そうすると、これは、大使館付の者が五名で、あと二十四名だとすると、二十九名になるわけですね。

○増田国務大臣 二名というのは長期滞在で、大使館付と同じように需品関係、FMS関係を扱つておる者が二名、それから二十二名は留学生、合せて二十四名になります。大使館付の者が五名で、合計いたしますと、アメリカにいる自衛官関係の者は二十九名ということになります。

○淡谷委員 その二十九名は、いま突然どうして出てきたのですか。大使館のほうには、いままでは入れてなかつたわけですね。

○増田国務大臣 大使館は、淡谷さんの御質問で

はなかつたけれども、ほかの……。

○淡谷委員 いや私の質問ですけれども……。

○増田国務大臣 大使館は五名ということでは申しおりました。英國には一名、あるいはインドネシアに一名という数字は申し上げてあります。

○淡谷委員 じゃあ、こうなりますね。二十九名のうち二名のさつきお話しになつたのと、いまの二十二名で二十四名、あとアメリカの大使館には五名ということになりますね。これはやはり自衛官の身分を名のつたまで行つておるのですか。武官ですか。

○増田国務大臣 それは併任の形でありまして、一昨日、昨日来申し上げておりましたとおりで、外務省の書記官、あるいは参事官、あるいは領事という形になつておるかも知れませんが、そちらと自衛官の併任でございまして、外務大臣の指揮監督のもとに終始働いておるわけではございまして。

○淡谷委員 俸給はどつちが払つておるのですか。

○増田国務大臣 外務省でございまして。

○淡谷委員 そうしますと、俸給は外務省が払つて、外務大臣のもとにつくならば、結局自衛官という身分はしばらくの間お休みですか。これはもう俸給も払わないし、防衛庁長官の手から離れておるのですか。どつちですか。

○増田国務大臣 外務省で大蔵省から予算をいただいて払つておるわけではございまして。したがひまして、その関係は、定員の外になるわけではございまして。

○淡谷委員 そうしますと、これは定員外で、自衛官というものは、ただのなごりのようなもの、大体そう思つていいですね。そうすると、二十四名が正しいということですね。五名なんか入れる必要がないでしよう。

そこで聞きますが、これら海外に出張しておりました自衛官の旅費、出張費の支払いはどうなつておるのか、お答えを願ひたい。

○大村政府委員 旅費の支払い総額でございまして

○淡谷委員 私がさっきからずっと聞いておりました、大体三十九年から四十年、四十一年と、米

国あるいは沖繩にかなりの数が出張しておりますが、これは、いつからいつまで行ったものやらま

だ不明であります。しかし、おそらく出張費、旅費は払っているだろうと思っておりますので、その払っている形を御答弁願いたいです。

○大村政府委員 私どもの外国旅費は、ナイキ、ホーク等の集団訓練外国旅費あるいは留学生等外国旅費、それぞれ旅費法に基づきまして、出張命令が出ますと、それに応じてそれぞれの基準に基づいて支度料、交通費、滞在費を支給しております。

○淡谷委員 どうもはっきり聞き取れませんが、集団訓練とあと何を扱っているのですか。

○大村政府委員 留学生等外国旅費でございます。内容をひとつ御答弁願いたい。どのくらい払ったか。

○大村政府委員 お手元の資料にナイキ、ホークの集団訓練関係と書いてございます。したがって、ナイキ、ホーク等の集団訓練のために支弁したものを申し上げます。三十九年度が七千七百万円でございます。それから四十年度が一億六百万円でございます。四十一年度が六千四百万円でございます。

○淡谷委員 その員数はどのくらい払っておりますか。

○大村政府委員 員数は、私も支弁いたしております。ただいま説明いたしましたように、その年に出生し、その年に帰るものは旅費総額を支給いたしますが、その年に出生いたしました翌年に帰ってくるもの、それにつきましては、翌年帰ってくる旅費は支給いたしません。当該年度分だけでございます。したがって、旅費支弁額とただいま教育局長が申し上げました員数とは、必ずしもパラレルではございません。

○淡谷委員 そう用心しないでもいいから、はっきりしなさい。まだ合うとも合わないとも言ってお

りませんよ。何名ですか。

○大村政府委員 したがって、給局教育局長が申し上げましたのは、これは出張命令ベースでございますから、出張命令ベースの数としてお考えいただきたいと思っております。ただし、支払い金額の中身は、帰る者と行く者と、それぞれその年に支払った金額でございますから、正確に何名という

ことを申し上げるわけにはまいらないのでございます。

○淡谷委員 私は、数を聞いておる。それは何も意地悪く聞くのではない。さっきも言いましたとおり、国民の中には、自衛官のから出張があるというところを言っている者がある。こういう疑惑を解くために、はっきりしたいから言っておるのです。員数を言ってください。

○大村政府委員 出張命令ベースと申しましたのは、先に教育局長が申し上げましたとおりの数字になろうかと思っております。

○淡谷委員 それをはっきり言ってください。

○大村政府委員 三十九年度に四百五十五、四十一年度が七百三十六、四十一年度が六百三でございます。

○淡谷委員 この資料を見て答えているのですから間違いないでしょうが、あなたの方のほうにも資料があるのでしょうか、支払いの。

○大村政府委員 ございます。

○淡谷委員 なぜそれを見ないのですか。ちゃんと数字を合わせるために防衛庁で出してきた、それをわれわれが問題にしている。その資料を見て答えるのは、どういうことなんですか。

○大村政府委員 それは、お手元に差し上げましたこの資料は、私どもの一応打ち合わせをいたしました資料でございますので、その数字で申し上げておるわけでございます。

○淡谷委員 それでは、これ以外には払っていないわけですね。さっきあなたの言うのと全然合わないでしょう。あなたは、これは何か出張命令が出たので言ったので、前の年の分は考えていないと言ったでしょう。

○大村政府委員 そうは申し上げておりません。私どもは支払いベースで申しておりますから、当該年度に出生して、当該年度に帰った者は、それは旅費総額を支払います。ただし、当該年度に出生して、翌年度にわたる旅費の場合には、当該年度分だけ出生のときに渡しまして、そして翌年度帰るときには、その翌年度帰るときに所要経費を出す、そういうことでございます。

○淡谷委員 それじゃ、その内訳、何人あったかをひとつ御答弁願います。

○大村政府委員 翌年度にわたりました者で翌年度に帰った者の数は、いま手元にございませ

ん。

○淡谷委員 あなたのほうで、翌年度に回った者はその年しか勘定しないのでしょうか。残っているのは、経理のほうじゃわからないのですか。何八自衛官がアメリカに残されたか、どうせあなたのほうで金は払うのでしょうか。それがわからないということがありますか。三十九年は残ったのは何名、四十一年は残ったのは何名、四十一年は何名ということは、わかるんじゃないですか、金を払っているんだから。これは私はないとは言わせませんよ、きょう昼からちゃんと予告してあるのですから。あなたも答えると言っているいまさら手元に資料がないとは言わせませんよ。

○大村政府委員 先ほど人員の点は教育局長から御説明申し上げましたので、私どものほうは、先ほど旅費の支払い総額は幾らかという御質問でございまして、実は旅費の支払い総額を中心にしまして申し上げておるわけでございます。人員につきましては、先ほど教育局長が申し上げたのとおりでございます。

○淡谷委員 経理と人数は別じゃないですか。翌年に滞在した者は払わぬというのだから、それがどれくらいありますか。何人あるか、正確にどれくらいあるか。これは当然また帰るときには払わなければだめでしょう。わかっているんじゃないですか。

○大村政府委員 さっそく調べましてお答えします。

○淡谷委員 これで一体さっそく調べましてという資料が幾つあったかと思いませんか。一つ一つみなあとで調べますというのでは、このまま審議しても無意味ではないか。どうするのですか。

○大村政府委員 その年に帰ってきた者に対して支給いたしました旅費の対象となる人員でありまして、三十九年度は七十八名、四十年度は二百三十一名、四十一年度は二百二十六名でございます。

○淡谷委員 四十一年度は、あなたの俸給支払いの関係では、現在アメリカに何人残っていますか。

○大村政府委員 四十一年度命令を出しまして、四十二年にわたる者はございません。

○淡谷委員 私の言うのは、そうではなくて、四十一年度まだ向こうに残っている人がおりますかと聞いておる。四十一年度は、帰ったのは二百二十六名でしょう。

○大村政府委員 もう一回お尋ね申し上げますが、ナイキ、ホークの集団訓練の関係で四十一年度行かした者で、四十二年に残っているのは何名かという御質問でございせんか。

○淡谷委員 それがかかっていて、あなたは帰ってきたのは二百二十六名だということでしょう。そうすると、四十一年度は、行ったのは全部で六百三名でしょう。これはみんな帰ったとさっき教育局長が言っておるが、六百三名と二百二十六名だと、私の勘定では合わないから、何人が残り残りましたかと聞いておるのです。

○大村政府委員 四十一年度二百二十六名と申しますのは、四十年度出た者のうち、翌年度にわたるものが二百二十六名でございます。四十一年度出たものが二百六十三名は、全部四十一年度で帰ってきたおるといふことでございます。

○淡谷委員 これはまだ資料が出ませんから、あなたのほうに聞きますが、一体三十九年度は三十八年度分から何人繰り越しておりますか。

○大村政府委員 念のためにまたお確かめいたしますが、三十八年度に出張させた者で三十九年度にわたる者は何名かということでございますか。

○淡谷委員 あなたの御答弁は、翌年度にわたった者には支払いをしないというから、三十八年度に出張命令が出てアメリカに行った者が、全部帰ったのか、それとも三十九年度まで残った者がおるのか、それは何人かと聞いておる。

○大村政府委員 翌年度にわたって帰る者に旅費は出さないといったではないかとおっしゃったと思うのですが、それは違います。先ほど申し上げましたのは、それは翌年度にわたって帰る者については、帰る旅費は支給いたします。出るときには当該年度の旅費を支給いたします。翌年度帰るときは、旅費としてその年の予算から出しております。こういうことを申し上げたのであります。

○淡谷委員 そう言ったから、翌年度に払うのは何人かと聞いているのです。持って回らなくてもいいじゃないですか。

○大村政府委員 それは、先ほど申しましたように七十八名でございます。

○淡谷委員 そうしますと、教育局長、七十八名残っていると、三十九年度は四百五十五名に七十八名加わるのですか。

〔発言する者多し〕

○大村政府委員 いま相談してありますから、ちょっと待ってください。

○大村政府委員 先ほど教育局長から、三十八年度の集団入学的のうち三十九年度に帰ってまいりました者を、百七十七名というふうに申し上げたように思います。したがって、私どものほうで帰国旅費を支給いたしましたのは七十八名でございますから、その差額の九十九名と申し上げます者は、これは出国時に帰国旅費まで支給して出張させたものであろうかと思ひます。

○淡谷委員 あるのですか、ないのですか。あろうかと思うという答弁はない。あるのかないのか、はっきり答弁してください。

○大村政府委員 その点は確かめまして、あとでまた整理をいたしまして御答弁いたします。

○淡谷委員 一つ一つみんな答弁ができないじゃないですか。みんなあしたまで待てとか、しばらく待てとか、後刻、さっそくにとか言っているんですがね。どうもこれじゃ答弁できないじゃないですかね。しかも、四十年には二百三十八名が繰り越しているでしょう。これまた合わないですが、これはまた合わないでしょう、さっきの話とは。

○大村政府委員 ちょっと聞き漏らしましたか……

○淡谷委員 四十年は二百三十八名という数字が出ていますね。

○大村政府委員 二百三十一名でございます。

○淡谷委員 一名ですか。これは三十九年から繰り越したんでしょう。

○大村政府委員 さようでございます。

○淡谷委員 そうしますと、それと、出張命令が出ましたのは七百三十六名。そうしますと、これと合わせますと、相当な数になりますね。これは教育局長のさっきの答弁とはまた数字が狂いますわな。

○大村政府委員 二百三十六名と申しましたが、七百三十六名でございます。

○淡谷委員 いや、一名と言ったじゃないですか。

したのは、ナイキ、ホーク関係の集団訓練でアメリカにその年に出張させた者の数でございます。

○淡谷委員 さっき二百三十八名と聞いたら、今度二百三十一名、そうしたら今度は六名だ、また一名だと言う、どっちがほんとうなんですか。

○大村政府委員 私は、先ほど二百三十一名とはっきり申し上げました。

○淡谷委員 そんな、自分の言ったことを……。一べん速記録を調べましょう。数字が違うというのはどうしたことでか。速記録を調べてください。

○大村政府委員 二百三十一名と申し上げました。

○淡谷委員 じゃ速記録を調べてください。自分の言っていることばええわからないなんて……。これはみんな聞いているんですがね、確認します、二百三十八、二百三十一、二百三十六、終局的にはどれが正しい数字ですか。

○大村政府委員 最初から二百三十一名というふうに申し上げました。

○淡谷委員 そんなこと言うなら、最初から二百三十一と言ってください。それじゃ調べなさいよ。――それじゃ調べなさい。

〔速記を調べる〕と呼びその他発言する者多し

したの、ナイキ、ホーク関係の集団訓練でアメリカにその年に出張させた者の数でございます。

○大村政府委員 二百三十六でございます。二百三十一でございます。もし二百三十六と言ったとすれば、間違いでございます。二百三十一に訂正いたします。

○淡谷委員 それじゃ、あなたの言うことをゆくり聞きますが、三十九年、四十年、四十一年の支払いの内容です。これは前年度出張命令が出たものに対しては前年度支払って、それが翌年に繰り越して、七十八名、二百三十一名、百二十六名という数字が出てきますが、これと出張命令が出ましたこの数字との関係、支払いの関係を、ゆくり御説明願いたいと思います。

○大村政府委員 正確にと申しますと個々の出張命令ごとに当たらない限りはなりませんので、大体こういう数字に相なるといふことをひと御理解願いたいのでございますが、四十年を例にとりますと、七百三十六名に対して出張命令が出されて、それに対して出張旅費を支給されております。そのほかに、四十年におきましては、前年度からの、帰ってきております二百三十一名に対して、帰国旅費が支給されております。さらに、四十一年度には、四十年から繰り越されております二百二十六名に対して、帰国旅費が支給されております。

○淡谷委員 それじゃ、三十九年、四十年、四十一年で、七千一百万、一億六百万、六千四百万という旅費が支給されていきますが、これは、いまの関係を入れますという、三十九年、四十年、四十一年ごとに、総計何人に支払っておりますか。――すぐわかるでしょう。

○大村政府委員 三十九年度でございます、これは前年度の繰り越しが七十八名でございます。ホーク関係の繰り越しでございます。これが四百五十、それからプラス、同じくプラスでございます、プラス三十九年度出張命令を出した者が、四百五十五名でございます。合計いたしました五百

三十三名でございます。それから、四十年でございまして、前年度から繰り越し分は二百三十一名でございます。

〔発言する者多し〕

○開谷委員長 御静謐に願います。

○大村政府委員 お待たせいたしました。三十九年度、前年に繰り越して帰国旅費を支給した者は、七十八名でございます。それと、当該年度出張命令が出ました者が四百五十五名でございますから、合計五百三十三名でございます。これは繰り越し分は二百三十一名でございます。それから、四十年に、ナイキ関係で三百二十二名でございます。それからその年に出張命令を出しました者が七百三十六名でございますから、合計千二百八十九名でございます。それから、四十一年度……

○淡谷委員 ちょっと、途中ですが、いまの数字は、さっきの御答弁と違うのですがね。二百三十一名でしよう。二百三十一名に七百三十六名じゃ、これは千にならないでしよう。

○大村政府委員 おおびを申し上げなければいけませんので、先ほど二百三十一名と申しましたのは、ホーク関係だけでございます。そのほかに、ナイキ関係が三百二十二名ございました。それをつけ加えるのをちょっと忘れたのであります。それから四十一年度でございます。四十一年度は、ホーク関係が二百二十六名、これは前年度繰り越しでございます。それと当該年度の出張命令が六百三名でございますから、合計七百二十九名でございます。

○淡谷委員 たいへん夜おそくお疲れなせいか、たいへん数字が二転三転するのですが、さっきはどうして三百何名が落ちてたんですか。再々言うけれども、人の数ですよ。三百何名落として勘定して、この俸給はどうなるのです。落とした勘定ですか、落とさない勘定ですか、これをもう一べん何かなければしょうがないです。四十年は、二百

三十一名じゃなくて、総計して——ここにあらのはナイキ、ホーク集団訓練としてありますからね。これをよく見て、落ちついて勘定してください。

○大村政府委員 前年度繰り越しのものは、ホーク関係は二百三十一名でございます。そのほかに、ナイキ関係が三百二十二名でございます。

○淡谷委員 そこで教育局長、あなたの数字はどうなる。こうなると、あなたの勘定では、三十九年度に居残った人は何人おります。三十九年度に帰った人は何人おります。あなたもゆっくり落ちついて御勘定ください。合わないです。

○大村政府委員 お答えいたします。先ほど私が申し上げましたように、三十九年度が、帰国旅費を支給したのが七十八名、四十年度が、帰国旅費を支給したものが、ホークが二百三十一名、ナイキが三百二十二名、四十一年度が、ホークが二百二十六名と申しました。これは私も、帰国旅費を支給したものの人員でございます。したがって、その年に帰った者に支給するのとは、とより、場合によりましては、翌年早々あたりに帰る者につきまして、前年度末に帰国旅費を送ることもございますので、実際に旅費を支給した人員と帰国した人員とは必ずしも一致いたしません。

○淡谷委員 実際に帰る前に、帰る旅費の前渡しができますか。できません、会計法上。これは大切な問題ですよ。そんなことをしゅちゅうやっているんですか。

○大村政府委員 旅費法によりまして、翌年早々に帰国する場合には、前年度の末に旅費を支給することは、これは可能でございます。

○淡谷委員 それは前渡しでしょう。あとで精算しているのですか。精算しているならば、そうしたケースの精算額を御答弁願います。

○大村政府委員 もちろん帰国いたしますと、旅費の精算はいたします。

○淡谷委員 その額は幾らかという、年度別に、三十九、四十、四十一、そういうケースの精算額を御答弁願います。

〔発言する者多し〕

○開谷委員長 御静謐に願います。

○大村政府委員 いずれにいたしまして、これは外国旅費のみならず、国内出張の場合でも、旅費の精算はいたすわけでございます。したがって、こういう集団訓練等の場合には、一応前もってきちんと予定ができておりますから、大体——大体と言つてはいけません、支給したとおりの精算はできております。

○淡谷委員 前渡しのことはまだいろいろ問題はあると思いますが、あなたのほうじゃ大体帰国の予定がわかっているから、それによって計算したというのでしよう。それがどうして私には出せないのですか。さっきからその問題でもんでいるのでしよう。経理上どうしても必要だから、出張命令を受けて、行ったときと帰るときとはっきり出しなさいというのに、あなたのほうはそれで計算したというのだけれども、それじゃあははずですね。それが出ないでもんでいるのですよ。それじゃ、この数は変わりませんか。三十九年の七十八人、二百三十一人、三百二十二、二百二十六、それに出張命令が出たこの数字は変わらませんか。

○大村政府委員 旅費支給対象人員は、先ほど申し上げた数字のとおりでございます。

○淡谷委員 そこで教育局長、あなたに聞いているのですが、あなたからさつき聞きまして、三十九年度の帰国人員は何人です。

○中井政府委員 三十九年度に帰国いたしましたのは、第一次ホークの集団留学で参りました者が三百二十七名でございます。それからナイキの年次射撃が、一週間ぐらい行ってまいりましたのが百六十九名。これだけでございます。

○淡谷委員 この総計は四百九十六名ですね。そうしますと、三十九年度分に払われた旅費は、四百五十五名に七十八名ですから、合いませんね。合わないでしよう。合いますか。

○中井政府委員 第一次ホークの集団留学で三十九年度から行っております者が百七十七名ございまして、先ほど経理局長が答弁しましたように、

そのうちの一部には、三十九年度に帰る分の旅費をもらって行っている者もいるということでございます。

○淡谷委員 七十八名という勘定がそれでしよう。あなたは前年度から繰り越した人を勘定しなかったのです。ただ出張命令によって帰った人の数だけを勘定しましたから、いまの経理局長が言った前年度からの繰り越しが、全然勘定されていない。ひどいのは、さっき数字を直しました。四十年度二百三十一と三百二十二、これは合計して五百五十三になります。三十九年度の出張したの四百五十五人です。四百五十五人出張して五百何人帰れますか。子供産んだのじゃあるまいし……

○中井政府委員 前年度に行った人と、それから三十九年度に出張命令をもらって四十年度まで残っている人もありますので、数は違ってくると思います。

○淡谷委員 何名ありますか。三十九年度から四十年に残った人が、何名ありますか。

○中井政府委員 旅費の支給に関係いたしましたところは、経理局長の申し立てる数字でございます。

○淡谷委員 経理局長の数字というのは、あなたのほうの数字と合わないければ意味がないでしよう。どっちか間違っているのではありません。五百五十三名というのは、三十九年からの繰り越しの人員だと経理局長は言っているのですよ。さっき再々直しておいて、それに対して前年度三十九年度の出張命令は、四百五十五人じゃないですか。四百五十五人がどうして五百名になるのです。

○大村政府委員 お答えいたします。先ほど申しましたナイキ三百二十二名、ホーク二百三十一名、これは三十九年度に行った者で帰った者のほかに、三十八年度に行った者で帰っている者もございまして、

それから先ほどちょっと触れましたように、昭和四十一年度早々帰る者等に四十年度末に旅費を支給している場合もございまして、教育局長の

数字と若干食い違ふかと思ひます。

○淡谷委員 これは若干という問題じゃないでしよう、経理局長。三十八年から七十八名が三十九年に繰り越したのだとあなたはおっしゃつたでしよう。それから三十九年から三百二十二名と二百三十一名の五百五十三名が繰り越した。それにあなたの説明では、その当年に行つて引き揚げた四十年年度の七百三十六名を加えて千何名かが帰つた、旅費をもらつてゐるとはつきり言つたじゃないですか。その五百何名が、どうして前年度の四百四十五名という出張者から出てくるかという事です。三十八年度から繰り越したというならば、三十八年度からそれじゃ四十年に繰り越した数を言へばいいじゃないですか。数が合わないやうな、初めてあなたに合致するやうにするのではありません。明確にお答えになつて下さい。これは経理局長の数字です。

○大村政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、帰国旅費を支給した人員と、それから当該年度出張命令を受けて旅費を受けた人員との合計を申し上げたわけでございます。したが、いまして、帰国旅費を受けます場合は、三十九年度に行つた者で四十年に帰る者、一部三十八年度に行きまして四十年に帰る者、そのほか四十一年度早々帰つた者について旅費を支給する場合がございいますから、その合計の帰国旅費を支給した人員が三百二十二名と二百三十一名でございます。

○淡谷委員 ますます不明朗です。三十八年度から四十年に繰り越した数を、なぜさつきあなたにははつきり言わなかつた。突つつかれるまで隠しておいたのですか。前年度からの繰り越しをお話ししなさいと言つたら、あなたは何べんも直して言つたじゃないですか。いまになつて合わないやうな、また三十八年度と……。

それじゃ、もう一べんはつきり合うやうな数字を出しなさい、教育局長と一緒に合うやうなものを。出張命令のない者に金を払つたり、帰国してない者に払つたりしたら、たいへんな問題です。

よ。

○増田国務大臣 私から一応私の所見を御答弁申し上げますから、しばらくお聞き願ひたいと思ひます。

先ほど来、私ももう少し数字を知つていないといふかと思つております。まず第一に、その点をおおびいたします。

それからその次に、経理局長の言つてゐる線と教育局長の言つてゐる線とが、必ずしも合致してゐるやうに思ふ。淡谷さんのおっしゃるとおりです。そこで、経理局長の申し上げてゐる線は、たとえば昭和三十九年に出で昭和四十年、四十一年にまたがった者は、三人に勘定してゐます。ところが、教育局長のほうはこれは一人に勘定してゐるわけでございます。そういう数字がそれぞれ違ひがございしますが、そういう数字はどうぞそういうことで食い違ふもの……。そこで、正確には一年度、一年度の旅費の支払いで、延べ人員で勘定いたしました経理局長の数字が、私は正しいと思つております。教育局長の数字はなぜ違ふかといひますと、教育局長は教育の見地からおよそこれだけ出そう、こういうやうなことで出しておられますから、翌年帰つた分も、それは淡谷さんにお答えはしてあります。おられますけれども、昭和三十八年に出で三十九年までおつて、昭和四十年に帰つた者が三人になつてゐますから、一方は昭和三十九年から勘定して……と三十九年に帰つた者の中に三十八年度に出張した者も教育局長は答えておられますが、そういうやうな線でも多少の相違があることをどうぞ御了承願ひまして、なお正確には——そういう線で違ふことは御了解くだつたことと思ひますから、なおこの場でずく計算して申し上げておられますが、なかなかこの場では人間も上がるものでございまして、なかなか有能な連中が部下にもおられますけれども、即問即答というわけにはいかない点は、どうぞ御了解願ひのほどをひとえにお願いを申し上げる次第でございます。

○淡谷委員 せっかく長官のお話ですけれども、その勘定はもう私さつきからやつてゐるので

よ。やつてゐるから前年度からの繰り越しがどう

なつてゐるか聞くのです。だから、三十八年から三十九年に繰り越した数が七十八名と答弁も出てゐる。これは三十八年度でべん旅費は支給されてゐます。それがまた三十九年に支給するのですから、二人になるでしよう。それが三人になるといふのは、その次の年にまたやつたら三人になる。

そのくらい勘定してゐますよ。それで合わないからおかしいのです。もしそんな数を合わせようと思ふならば、いま経理局長と教育局長と、この採算した表を出してごらん下さい。

○増田国務大臣 私は繰り返して申すやうでございますが、正確には、旅費を出した人の人数といふのが一番正確でございます。それから教育局長は教育の見地から出した人の数を言つてゐるわけでございます。一人が二人になるといつたやうな勘定はございせん。そこで、何月幾日に帰つたかといふやうなことを正確に調べるには、やはり旅費支給規則による経理局長が出したその数が一番正確でございます。教育局長等において数を申し上げて間違ひがあつた場合にはお許しを願ひたい、こういうことを私は申しておるのでございします。教育局長はあくまで実人員を申しておるだけでございます。あといつ帰つてきたといつても、ほんとうのところは経理局長が旅費を出すときによつて言えないのでございしますから、四月一日に帰つてきたといへば二年度にまたがる、こういうやうなことになるやうです、三月三十一日に帰つたならばその当該年度でよろしい、こういうやうなことになるのではないかと。私はこれは一般のものをさしという意味において御答弁申し上げてぜひとも御了承願ひたい、こういうふうにかへておる次第であります。

○淡谷委員 それは別段むづかしい計算じゃないのですよ。はつきりわかつてゐます。教育局長の数字と合わないのはわかつてゐる。わかつてゐるのですが、私はわからないことがはつきりすればいいんです。七十八名を繰り越したなら、繰り越した、帰つた数も教育局長わからぬことはないで

しよう。だから、ぼくはさつきからあなたに年度

に分けて、この年は何人帰りましたかと聞いている。そのときは前年からきたものをあなた全然報告してないのです。

〔発言する者あり〕

○關谷委員 質問者以外の御発言は御遠慮ください。

○淡谷委員 ずいぶん休んでおる間にあれこれ数を合算して、これで間違ひありませんといふことで、ちゃんと私の表はできてゐる。これにいまあなたのおっしゃつた、前年度から繰り越した数の誤差を入れましたも合わないのです。

○増田国務大臣 両局長の話の相違でございますが、休憩中に淡谷さんと教育局長とが話をし勉強したといふことも、私は教育局長から報告を受けております。しかしながら、あくまで教育の見地では一人やつたものは一人しか勘定してゐませんし、その年に帰らずに翌年に帰つたといふやうなことを申しても、数の間違ひがあるといふれば教育局長のほうに実はあるわけでございますが、やはり旅費を正確に出すといふ経理局長のほうの数で延べ人員といふものはきまるわけのものでございしますから、どうぞ御了解願ひたいと思ひます。

○淡谷委員 長官、そういうお考えならば非常に私は残念です。経理局長が間違ひがないものといつてきめてかかることは、私は間違ひだと思ひます。それは教育局長が出した数字、これは正確でしたよ、出したものは、ごまかしてなかつた。そして結局四十一年度にはアメリカにはおりませんといふ答弁が出てきたのです。ですから、これと誤差があるといふれば、前年度からの繰り越しの人員が——これだけでしよう、そうじゃないですか。教育局長、あなたは前年度の繰り越しの人員は私に報告したわけではしよう。そうじゃないですか。確かめなさい。

〔発言する者あり〕
○關谷委員 御静粛に願ひます。

○増田国務大臣 私は一つのものさしを申し上げたのでございまして、会計法その他から見ましても、いま経理局長の言うところによりますと、翌年度帰るものでも前年度に支給して会計法上間違いないという話でございまして。そうしますと、二人には勘定しない部面もある。ところが教育の見地から見ますと、四月三十日に帰ったというのは、これはつまり年度から申しますと、昭和三十八年に出来まして昭和四十年の四月三十日に帰ったといたしますと、その年度に帰った人数におそらくあなたに報告されたでございましょう。でございまして、両者必ずしも一致しないというそういうものさしがある、そういう表示があるということをぜひとも御了解いただきたいということでございます。

○淡谷委員 長官もよほどお疲れになりましたね。そういうことがあるから私はこの誤差をはっきり出してくださいと再三言っておるじゃないですか。前年度、前々年度の繰り越しの人員があつたらこれ勘定に入れておるでしょう。これを入れると違つておるわけがわかつてくるのです。これは教育局長とそれから経理局長との違いの原因がわかるのです。ですから、結局のところは七十八名という前年度からきた数は支払ひには入つておるでしょう。教育局長は繰り越してきた人を勘定してなかったんでしよう。どうですか、それは。

○増田国務大臣 私は一つのものさしについてあなたに御了解を得たいと思つて申すのでございまして、来年度帰るときもまたたつたもので、その前の年度の繰り越しを出せるという話でございまして。そういったしと、経理局長から見た人数は二人にならずに一人で終わつてしまふ。ところが教育局長の見た見地からすると、四月三十日に帰つたものは今度は翌年の繰り越し人数のほうに勘定する、こういうことになります。また経理局長が他の見地から、すなわち三年分いたというふうなことになるし、三人載るといふふうには勘定いたしますし、教育局では一人を訓練してその一人が足

かけ三年いた、こういうことになりますから、狂いが毛頭あつてはけしからぬということにはならない、そういうことを賢明な淡谷さんにおいて御了解を得たい。またものさし以外のこまかい数字をここで出せと言ひましても、それは御無理でございまして、後日すみやかに提出いたします。

○淡谷委員 そんなことは、さつきからくどいほど申し上げているじゃないですか。合わないなら合わないでいいから、合わない原因をはつきりしなさい。教育局長は前年度からの繰り越し人員を見ていなかったでしよう、いま念を押しているでしよう。長官もあまりそう部下を案するあまりに言わせなさい。さつきも長い時間やつたのだから、でたらめな数字を出すとは私は思わない。前年度からの繰り越し人員は入つてないのではありません。

○中井政府委員 ただいまのナイキ、ホークの集団訓練の欄の数字でございまして、教育局の私のほうでは、発令のあつた年の年度に入れておりまして、御指摘のとおりに帰国のほうのときはこの勘定の中に入つておりませんので、そういう帰国のほうの立場で考えますと、数字が違つておる点を御容赦いただきたいと思ひます。

○淡谷委員 そんなことは、さつきからあなたとは休憩中幾度も話しているじゃないですか。しかし、あなたは帰つた人数も出してありますよ。読みましようか。この出張命令を受けた数と帰つた数をずっと合算して、結局四十一年はだれもいないという結論が出たでしよう。帰らなければみんな向こうにいたはずで。そうじゃないですか。どうも前に言つたことを点々と変えるようじやしないが、あれほど長い時間言つたでしよう。

○中井政府委員 淡谷先生とお打ち合わせをいたしましたこととありますが、集団留学というところで年度をまたがって米国へ留学をして、一緒に

まともな帰つてきている、そういう性質のものと、それから年次射撃で一週間くらい行つておるものと、とにかく二種類あるということはお話ししたとおりでございまして。その集団留学として参りましたほうで、出発の時点のほうで命令を出されておる数字というものが、前にも御報告いたしましたことと、第一次ホークの集団留学というものは三十八年度に百七十七名、三十九年度に百五十五名が帰国をされて三十九年度中に合計三百二十七名の帰国しております。そのほか一週間くらい年次射撃があるわけでございます。

それから次が第二次ナイキでございますが、三十八年度に十二名発令がありまして、三十九年度に百十九名が帰国をされ、四十年に二百二名が帰国をされて、合計三百三十三名が四十年度中に帰国をいたしております。そのほか年次射撃のもの、前にも御報告しましたとおりでござい

それから第二次ホークの集団留学が三十九年度に十七名、四十年に二百十四名、四十一年に九十六名がそれぞれ発令をされて、合計三百二十七名が四十年度中に帰国をしております。そのほか年次射撃に行つておる者があるわけでございます。それは前にも御報告したとおりでござい

○淡谷委員 そのとおりなんです。そのとおりでございますと変な数字になるといふ言つておるのです。三十九年度にあなたの方ではホークの集団留学は百六十七名、三十九年度の四月に行つて九月に帰つておるでしよう。そうじゃないですか。それは違ひか。それから三十九年度の十二月、それが十七名、これはあなたの言う百六十七名で、これに入つたのじゃないですか。数は違ひますか。違つたらもう一べん言つてください。百六十七名という集団留学は何年か何年までおつたのか。

○中井政府委員 ただいま淡谷先生の申された百六十七名の内訳でございまして、第一次ホークの要員としての百五十五名が三十九年度中に出かけ

て、三十九年度中に帰つてまいりました。それから第二次ホークの集団留学の要員が十七名、三十九年度中に出発をいたしまして、四十一年に帰国をしております。

○淡谷委員 それからナイキは百十九名、三十九年の四月から四十年の三月まで、これは間違ひないでしよう。それから年次射撃に行つたのは百六十九名、これは三十九年の十月十一日から十月十八日まで、これは間違ひないでしよう。

○中井政府委員 ただいまの第二次ナイキの集団留学の百十九名は、三十九年度中に帰国をしまして、年次射撃の一週間くらい行きましたのが百六十九名、間違ひございません。

○淡谷委員 さつきあなた、三月まではその年度に入らぬと言つておりましたが、四十年の三月だと、年度からいふとやはり三十九年度じゃないですか。

○中井政府委員 私が言ひ間違ひをしてゐるかも知れませんが、出発したのが四十年の三月までに出発して、年度は三十九年度でございまして、三十九年度に出発をいたしまして、年度を越して四十一年に帰国をした、こういうことでござい

○淡谷委員 それによると、三十九年度は米国には何名残つていますか。これくらい教育局長が把握できるでしよう。

○中井政府委員 第二次ホークの集団留学の十七名と、第二次ナイキの集団留学の百十九名を足しまして、百三十六名でござい

○淡谷委員 それでナイキ、ホークの集団訓練で米国に残つた人数ですね。そうじゃないですか。翌年に繰り越すのでしよう。そこで三十九年から四十年に二百三十一名と二百二十二名が前年度から繰り越したといひますか、繰り越し人員がどこに

○大村政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、翌年帰国するものにつきましても、前年に帰国旅費を支給することが会計上できますから、

○中井政府委員　海上自衛隊に所屬しておる船でござります。

午後十一時十二分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○淡谷委員 これは別なLSTとは違うんですね、例の直接雇用のやつは。同じ船ですか。

○中井政府委員 海上自衛隊の船でございまして、別の船ではございません。

○淡谷委員 それから自衛隊が外国へ旅行しますときに、一般の国民と同じような外務省の許可か何か必要とするのか、自衛隊はいつ、どこへもかつてに行けるのか、その点、長官からお答え願います。

○増田国務大臣 一般の日本人と同様、外国へ行く場合には、アメリカ等へ行く場合には旅券の給付を受けて参るわけでございます。

○淡谷委員 それじゃ旅券の給付も受けるし、旅行の条件としては一般国民とかわりがない、こう思つてよろしいですね。

○増田国務大臣 さようでございます。

それから、この際つけ加えて申し上げますが、いままで両局長その他において即座に御答弁ができなかったり、数の正確を欠きました点は、深くおわびをいたします。いずれ、最も近い将来におきまして正確なる数を取りそろえまして淡谷さんに御提出する所存でございますから、何とぞ御了恕あらんことを重ねて申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

○淡谷委員 そのお話はよくわかりましたが、まさかこの辺で質疑を打ち切る前提じゃないでしような、長官。

○伊能委員 議事進行……。

〔発言する者、離席する者多く、聴取不能〕

○關谷委員長……〔発言する者多く、聴取不能〕……両法案を一括して採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○關谷委員長……〔発言する者多く、聴取不能〕……いたしました。

……〔発言する者多く、聴取不能〕これにて散会いたします。

昭和四十二年七月十四日印刷

昭和四十二年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局